

## **第2期**

# **おいらせ町地域福祉計画**

**【令和4年度～令和8年度】**

**令和4年3月**

**おいらせ町**



## はじめに

近年の少子高齢化や単身世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化といった社会情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模自然災害など、私たちの生活を取り巻く環境は常に変化しています。誰もが社会的孤立や生活困窮といった生活課題に直面する可能性があり、複雑化・複合化した問題を抱える方への支援が課題となっています。



全ての人々が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくためには、行政のみならず、地域住民や関係機関が連携・協働しながら、地域福祉を推進していくことがますます重要となってきています。

当町では、平成29年3月に「おいらせ町地域福祉計画」を策定し、様々な施策の推進に取り組んでまいりましたが、地域住民が生きがいと役割を持ち、お互いに支え合い、助け合う地域共生社会の実現に向けて更に取り組むことを目指して、この度、「第2期地域福祉計画」を策定しました。本計画は、福祉に関する総合的な計画として、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定し、基本理念を引き続き「みんなが互いに助け合うまち」とし、「必要な支援を受けられる体制づくり」「地域で福祉を支える仕組みづくり」「安全・安心に暮らせる地域づくり」という3つの基本目標を掲げています。

町民の皆様と行政、関係団体、社会福祉協議会が連携し、地域全体で力を合わせ、より良いまちづくりを推進してまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたおいらせ町地域福祉計画策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力をいただいた町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

おいらせ町長 成田 隆

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 地域福祉とは .....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
(1) 地域福祉計画策定委員会における審議.....	5
(2) アンケート調査の実施.....	5
(3) パブリックコメントの実施.....	5

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口や世帯の状況.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 人口ピラミッド.....	8
(3) 人口推計 .....	9
(4) 自然動態・社会動態.....	10
(5) 合計特殊出生率.....	11
(6) 世帯の状況.....	12
(7) 就業及び産業の状況.....	14
(8) 障がい者手帳所持者数の推移 .....	16
(9) 要支援・要介護認定者数の推移 .....	17
(10) 生活保護の状況 .....	18
2 地域を支える各種団体の状況.....	19
(1) 町内会 .....	19
(2) 社会福祉協議会.....	19
(3) 民生委員・児童委員.....	20
(4) 地域づくり協議会.....	20
3 現状と課題 .....	21

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 計画の体系.....	33
4 地域福祉圏域の考え方.....	34

## 第4章 地域福祉の推進に向けた取組

1 必要な支援を受けられる体制づくり .....	35
(1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実 .....	35
(2) 福祉サービスの充実と質の向上 .....	37
(3) 権利擁護の推進（【成年後見制度利用促進基本計画】を含む） .....	39
(4) 生活困窮者自立支援対策の推進 .....	43
(5) 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】 .....	45
2 地域で福祉を支える仕組みづくり .....	47
(1) 地域福祉の意識の醸成 .....	47
(2) 地域での交流の推進 .....	49
(3) 地域活動の活性化に向けた支援 .....	52
(4) 地域福祉を担う人材の確保と育成 .....	54
(5) 社会参加と生きがいつくりの推進 .....	56
3 安全・安心に暮らせる地域づくり .....	58
(1) 地域福祉のネットワーク強化 .....	58
(2) 健康づくりの推進 .....	60
(3) 暮らしやすい生活環境の整備 .....	62
(4) 防犯対策の充実 .....	64
(5) 災害時の支援体制の充実 .....	65

## 第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進 .....	67
(1) 住民の理解と参画の促進 .....	67
(2) 庁内関係各課との連携 .....	67
(3) 関係機関との連携 .....	67
2 計画の進行管理 .....	68

## 資料編

1 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 .....	69
2 おいらせ町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	72
3 おいらせ町地域福祉計画策定委員会の開催内容 .....	73

### 「障害」の「害」の表記について

当町では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度、固有名詞等を除き、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」の表記が混在しています。



# 第1章

計画の策定にあたって





## 1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化など社会情勢や地域社会の変化に伴って、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050 問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなどによる地域からの孤立など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

住民誰もが、いきいきと暮らしていくためには、地域住民の多様なニーズに応じることのできる、保健・医療・福祉やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取組が求められています。そのため、保健・医療・福祉の連携による従来型の福祉サービスの充実はもちろんですが、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが今後はより一層重要となります。

「地域福祉計画」は、誰もが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるような地域社会の実現に向け、住民、ボランティア、NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、市町村など、地域福祉に関わる全ての人々が連携し、住民が主体的に参加する地域づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

当町では平成29年3月に「おいらせ町地域福祉計画」を策定し、町の地域福祉を推進してきましたが、令和3年度において現行計画の期間満了を迎えることから、これまでの成果や新たな課題を踏まえた上で、第2期計画を策定します。

## 2 地域福祉とは

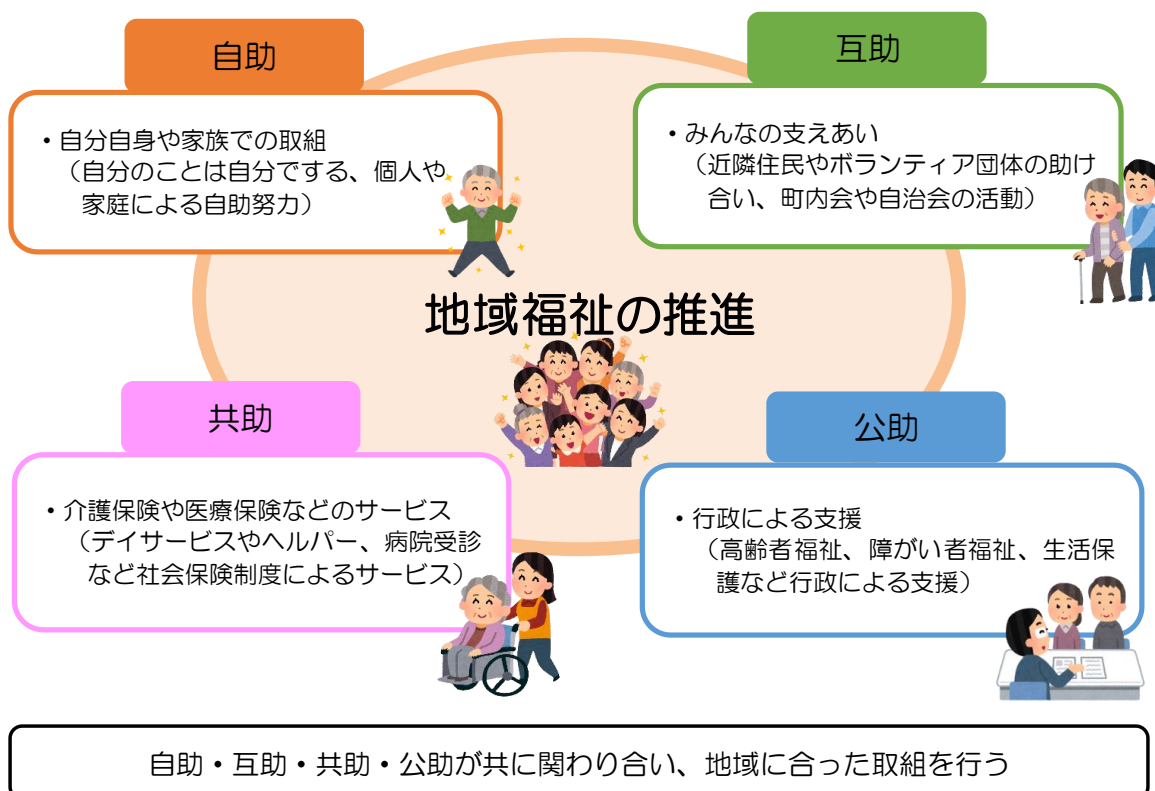
私たちの住むまちには、小さな子どもからお年寄りまで、また、障がいのある方や外国人など、様々な方が住んでいます。地域とのつながりが弱くなり、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭の孤立や、高齢者の孤独死などの生活課題が顕在化するようになっていきます。

「地域福祉」とは、全ての住民が安心して生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、住民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で力を合わせて、様々な生活課題の解決に取り組むことを言います。

そのためには、自分でできることは自分で行う「自助」、隣近所や地域、住民同士で支え合い、助け合う「互助」、介護保険など制度化された社会保険制度のサービスにより相互扶助する「共助」の考え方が重要です。その考え方のもと、住み慣れた地域で暮らす誰もが、自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするため、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。

また、行政においては、住民の活動やボランティアによる取組が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」の役割が求められます。

### ■「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のイメージ

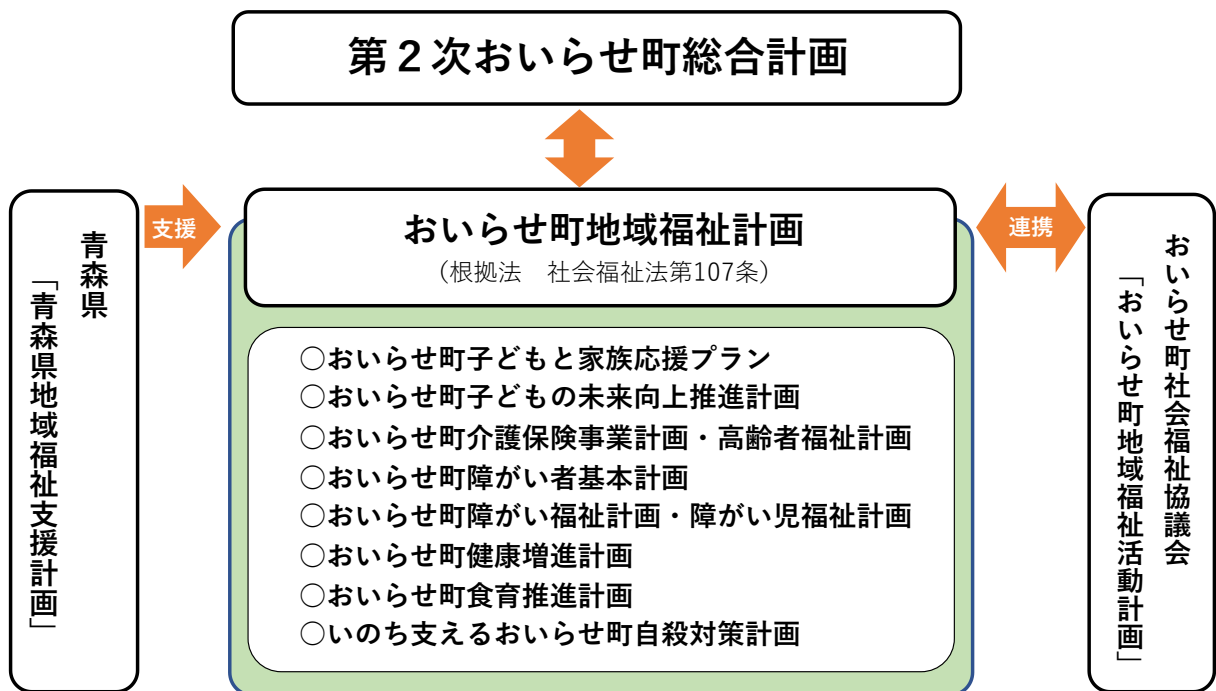


### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、「第2次おいらせ町総合計画」を上位計画とし、町の「子どもと家族応援プラン」「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「障がい者基本計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「健康増進計画」などの関連する諸計画との整合性を保ちながら、福祉分野の上位計画として、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

また、本計画は、地域福祉との一体的な展開が求められる、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものです。

#### ■計画の位置づけ



社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画であり、地域福祉計画と相互に連携するものです。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、町及び社会福祉協議会を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■計画期間

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
関連諸計画										
総合計画		前期基本計画				後期基本計画				
地域福祉計画	第1期計画									
			計画策定	本計画（令和4年度～令和8年度）				計画策定	第3期計画	
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第7期計画		第8期計画		第9期計画			第10期計画		
子どもと家族応援プラン （子ども・子育て支援事業計画）	第3次 計画	第4次計画				第5次計画				
子どもの未来向上推進計画		第1次計画				第2次計画				
障がい者基本計画		第2期計画							第3期計画	
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期計画 第1期計画	第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画			第8期計画 第4期計画		
健康増進計画		第2次計画				第3次計画				
食育推進計画		第3次計画				第4次計画				
自殺対策計画		第1次計画				第2次計画				

## 5 計画の策定体制

### (1) 地域福祉計画策定委員会における審議

本計画の策定にあたり、住民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、医療関係者、地域団体関係者、住民代表者などで構成する「おいらせ町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案などの審議・検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、具体的な仕組みづくりや条件整備のあり方などを検討するため、町民と地域活動関係者の方々の「地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方」についての意向や要望などを把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するためにアンケートを実施しました。

#### ■アンケート調査の概要

調査の種類	一般町民用	地域活動関係者用
調査対象	20歳以上の町民	地域活動の関係者
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年10月5日～10月23日	令和2年10月5日～10月23日
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：505件 (有効回収率：50.5%)	配布数：300件 有効回収数：225件 (有効回収率：75.0%)

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和4年1月にパブリックコメントを実施しました。



## 第2章

地域福祉を取り巻く状況





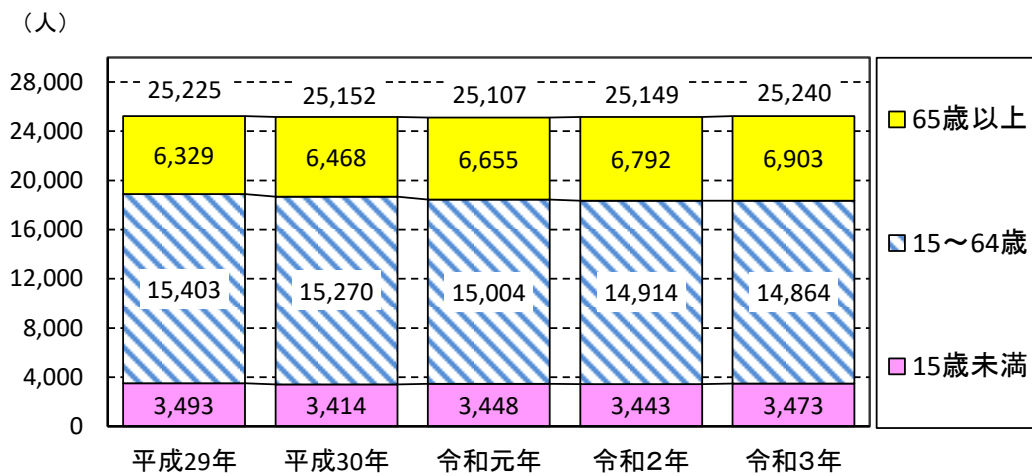
# 1 人口や世帯の状況

## (1) 人口の推移

人口は、平成29年から令和元年までわずかな減少傾向で推移していましたが、令和2年から増加に転じ、令和3年現在では、25,240 人となっています。年齢3区分別人口では、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

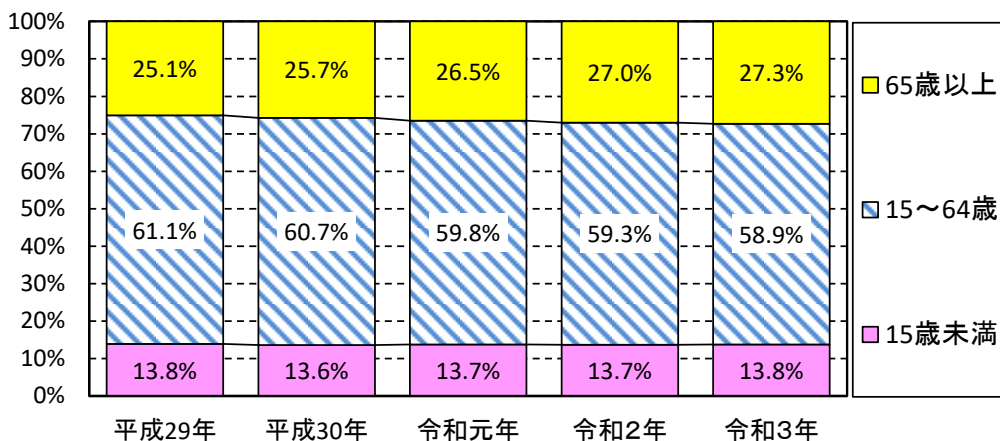
また、年齢3区分別人口割合は、令和3年現在では、15歳未満割合 13.8%、15～64歳割合 58.9%、65歳以上割合 27.3%となっています。

### ■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

### ■年齢3区分別人口割合



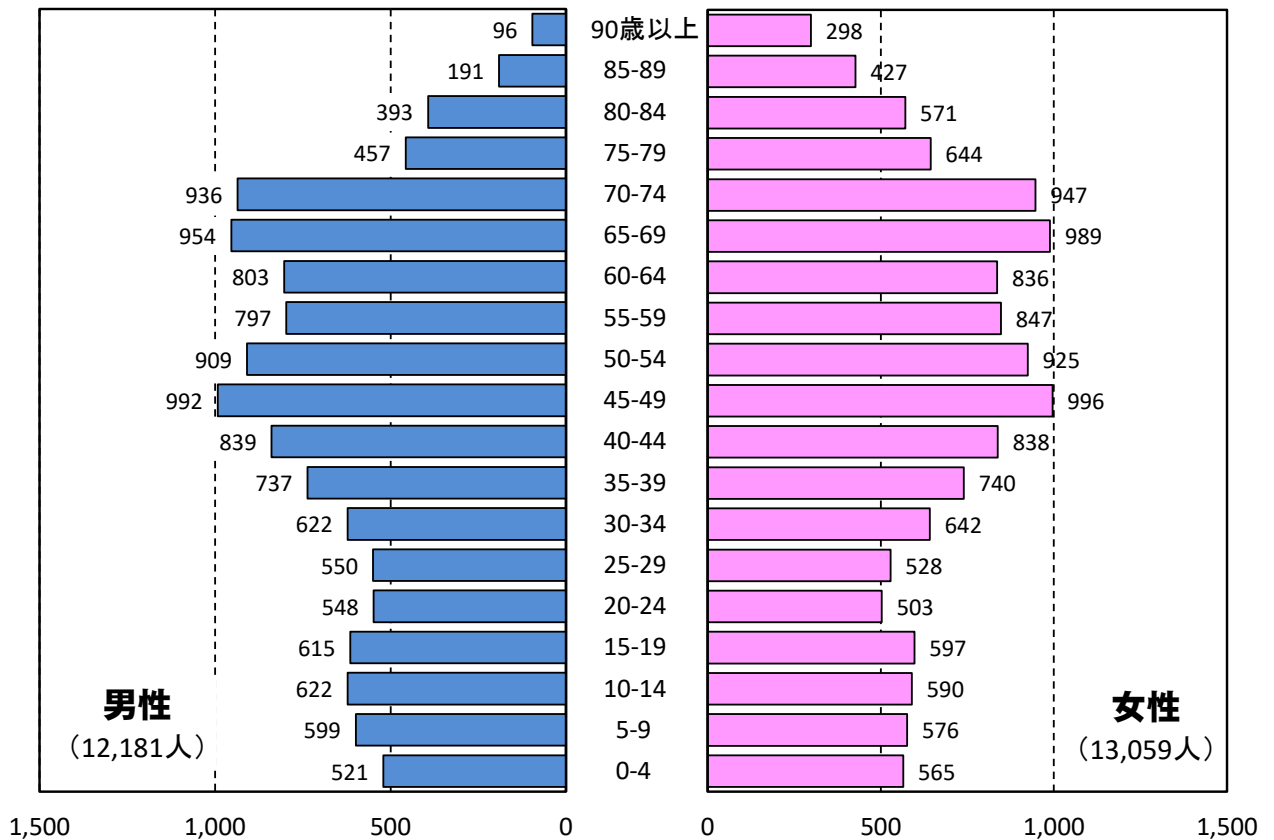
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

## (2) 人口ピラミッド

令和3年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに「45-49歳」が最も多く、次いで、「65-69歳」、「70-74歳」と続いています。

ピラミッドの下部の年少人口（14歳以下）をみると、人数の割合は少なくなっています。将来的な人口減少が予測される人口構成となっています。

### ■人口ピラミッド

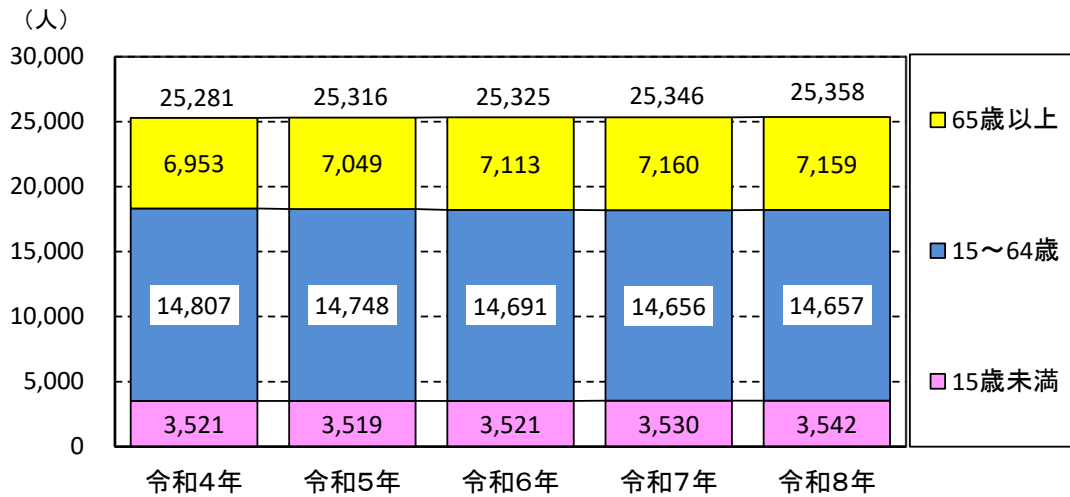


資料：住民基本台帳 令和3年3月31日現在

### (3) 人口推計

当町の将来人口をコーホート変化率法により推計すると、令和元年から令和3年までの人口が微増傾向で推移していることから、計画期間における短期的な総人口の推計は増加傾向で推移し、令和8年には、25,358 人になると予測されますが、「おいらせ町人口ビジョン」による長期的な人口推計では、今後総人口は減少傾向で推移すると予測されています。

#### ■年齢3区分別人口推計



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

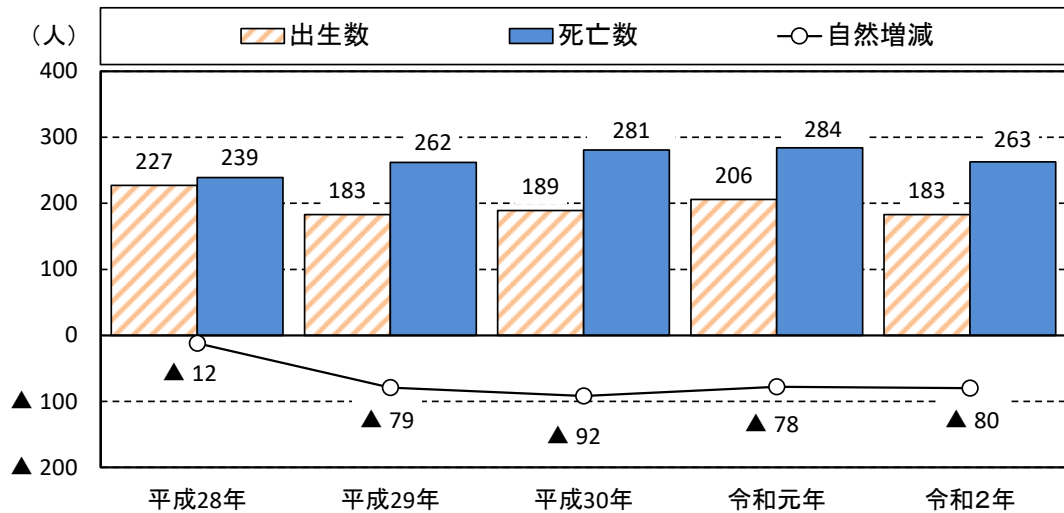
※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

### (4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、令和2年では、マイナス80人となっています。

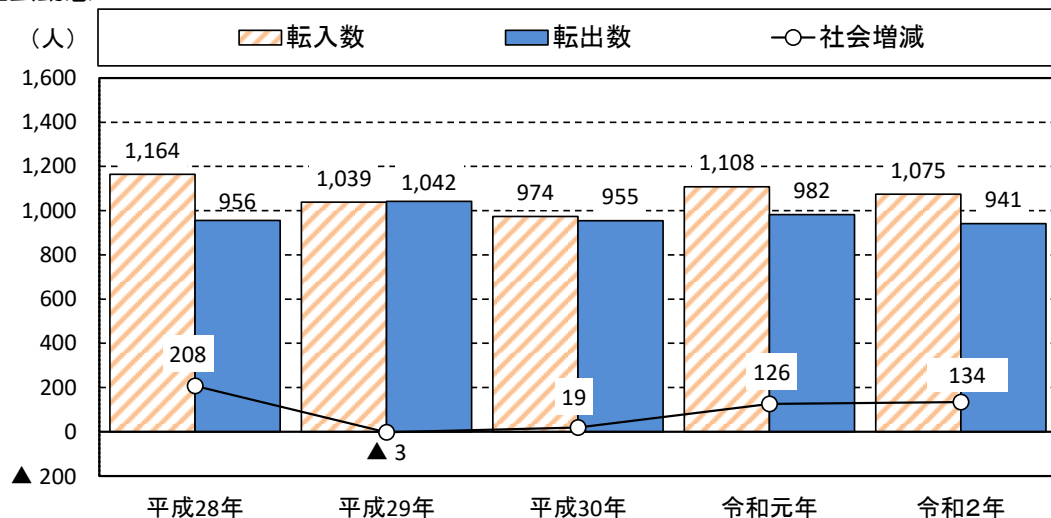
また、社会動態については、転入数が転出数を上回る傾向にあり、令和2年では、プラス134人となっています。

#### ■自然動態



資料：青森県人口移動統計調査

#### ■社会動態

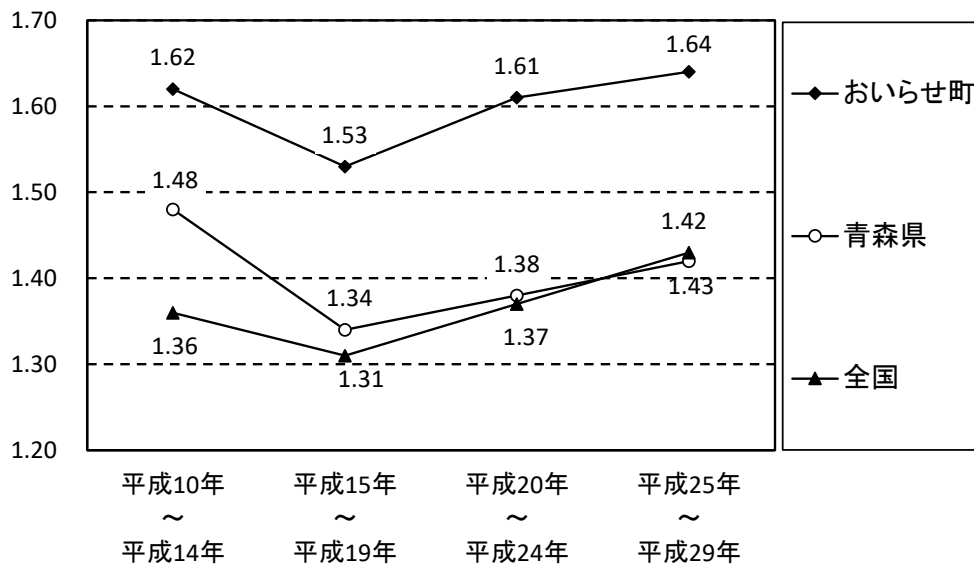


資料：青森県人口移動統計調査

## (5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国・県より高く推移しており、平成25年～平成29年では、1.64 となっています。

### ■合計特殊出生率



資料：青森県人口動態統計

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

## (6) 世帯の状況

一般世帯数は増加傾向で推移し、令和2年では9,243世帯となっています。

また、その内訳では、核家族世帯、非親族世帯、単独世帯が増加しています。1世帯当たりの人員は減少傾向で推移し、令和2年では2.6人となっています。

母子・父子世帯の状況は、令和2年で、母子世帯は144世帯、父子世帯は23世帯となっています。

高齢者のいる世帯の状況は、増加傾向で推移しています。

令和2年では、高齢単身世帯は961世帯、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は975世帯、その他の高齢者世帯は2,368世帯となっています。

### ■世帯の状況

(単位：世帯、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	7,381	7,976	8,314	8,640	9,243
核家族世帯数	4,313	4,711	4,957	5,197	5,424
(対一般世帯数比)	58.4%	59.1%	59.6%	60.2%	58.7%
その他の親族のみの世帯数	1,696	1,662	1,602	1,496	1,296
(対一般世帯数比)	23.0%	20.8%	19.3%	17.3%	14.0%
非親族世帯数	14	29	86	81	148
(対一般世帯数比)	0.2%	0.4%	1.0%	0.9%	1.6%
単独世帯数	1,354	1,574	1,669	1,863	2,347
(対一般世帯数比)	18.3%	19.7%	20.1%	21.6%	25.4%
一般世帯人員	22,967	23,830	23,846	24,221	23,887
一世帯当たりの人員	3.1	3.0	2.9	2.8	2.6

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯

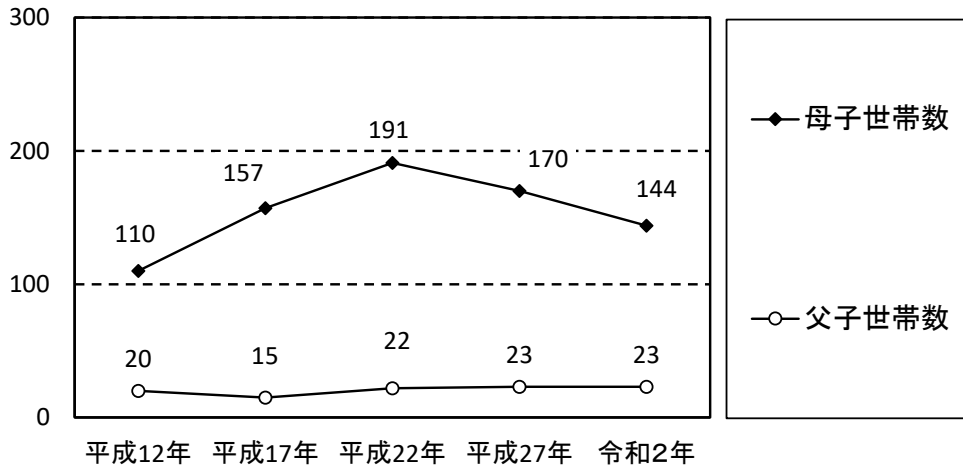
※その他の親族のみの世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯

※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

■ 母子・父子世帯の状況

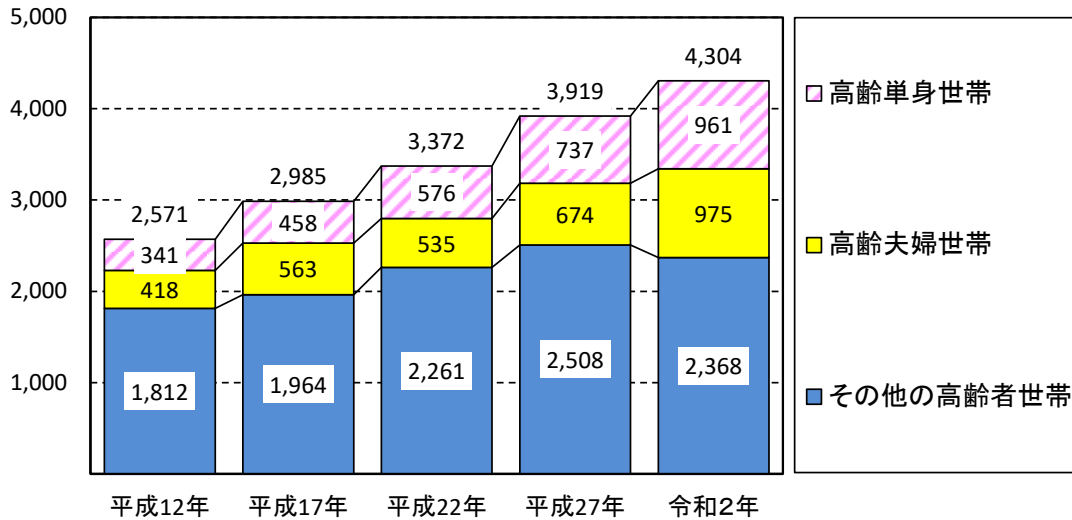
(世帯)



資料：国勢調査

■ 高齢者のいる世帯の状況

(世帯)



資料：国勢調査

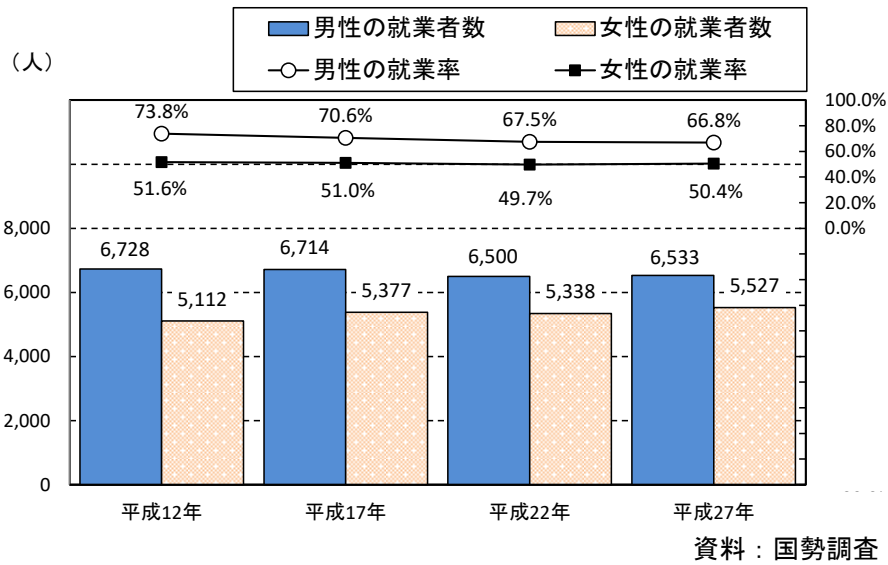
## (7) 就業及び産業の状況

男女別就業状況は、男性の就業者数と女性の就業者数が共に減少傾向で推移していましたが、平成22年から平成27年にかけて増加しています。

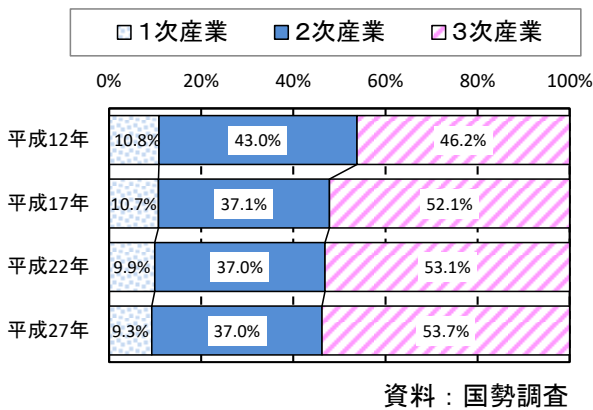
就業率は、平成27年には男性は66.8%、女性は50.4%となっています。

就業者の産業分類は、男女ともに流通やサービスといった第3次産業の増加が見られ、特に女性の就業者については平成27年には70.7%と7割以上が第3次産業となっています。

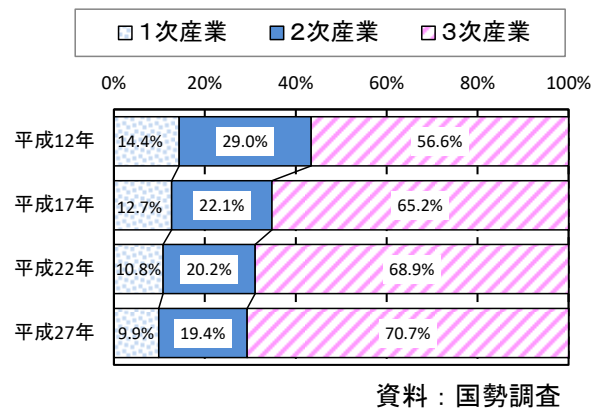
### ■男女別就業状況



### ■男女別産業分類（男性）



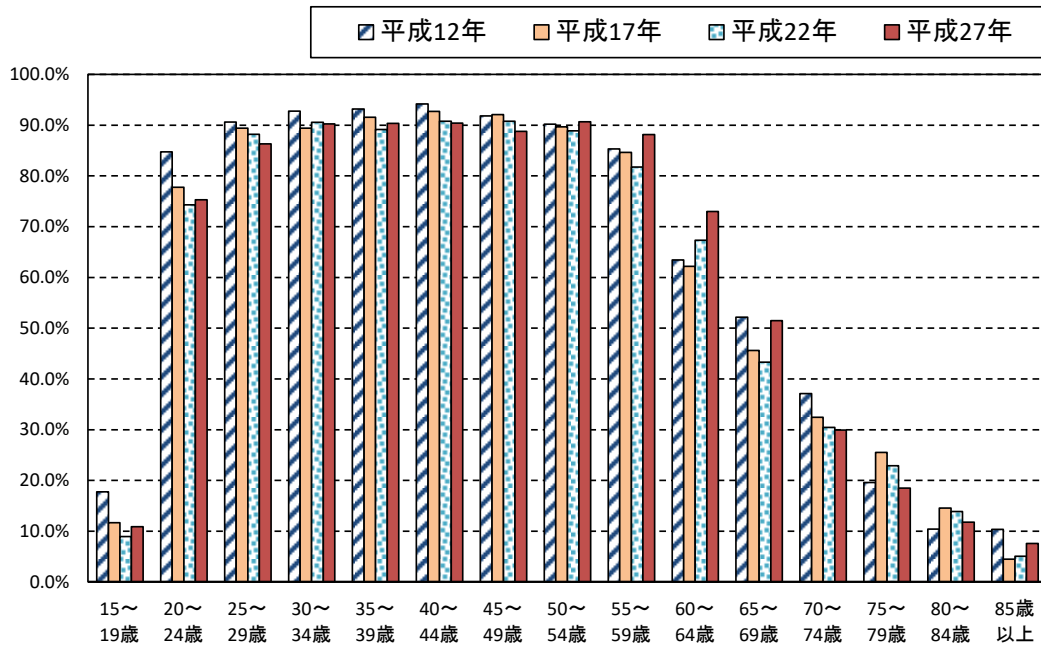
### ■男女別産業分類（女性）





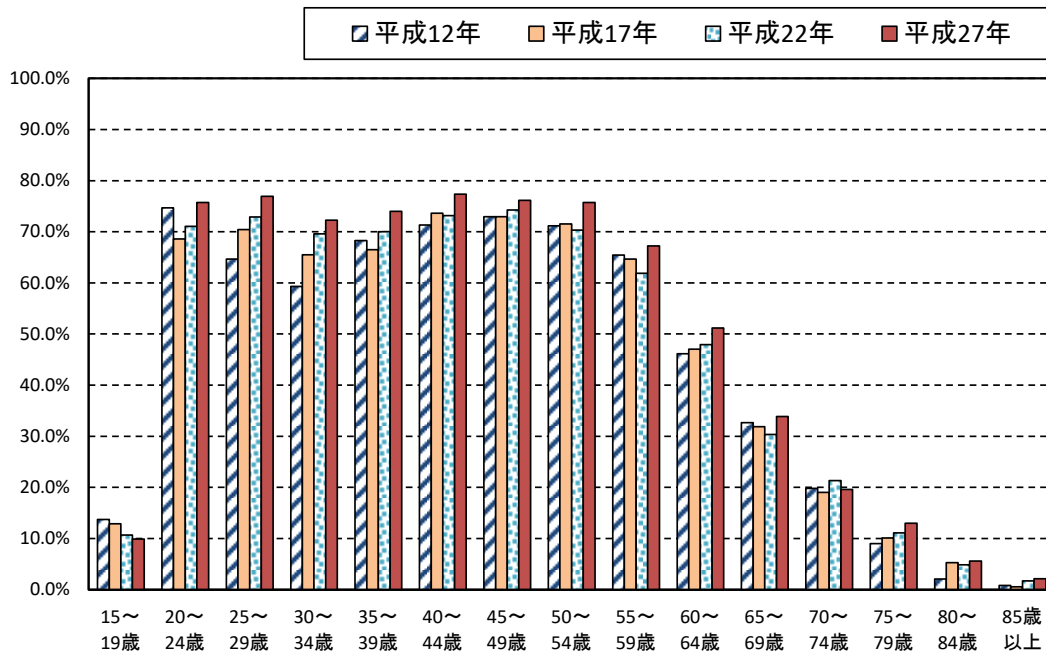
男女年齢別就業率は、女性の就業率が平成12年から平成17年まで20～24歳、35～39歳の就業率が落ち込む傾向が見られました。これは出産等によって就業率が落ち込む女性特有のものと考えられますが、平成22年以降は、20～24歳から35～39歳の就業率は上昇し、男性の年齢別就業率の示す曲線に近づいています。

■男女年齢別就業率（男性）



資料：国勢調査

■男女年齢別就業率（女性）



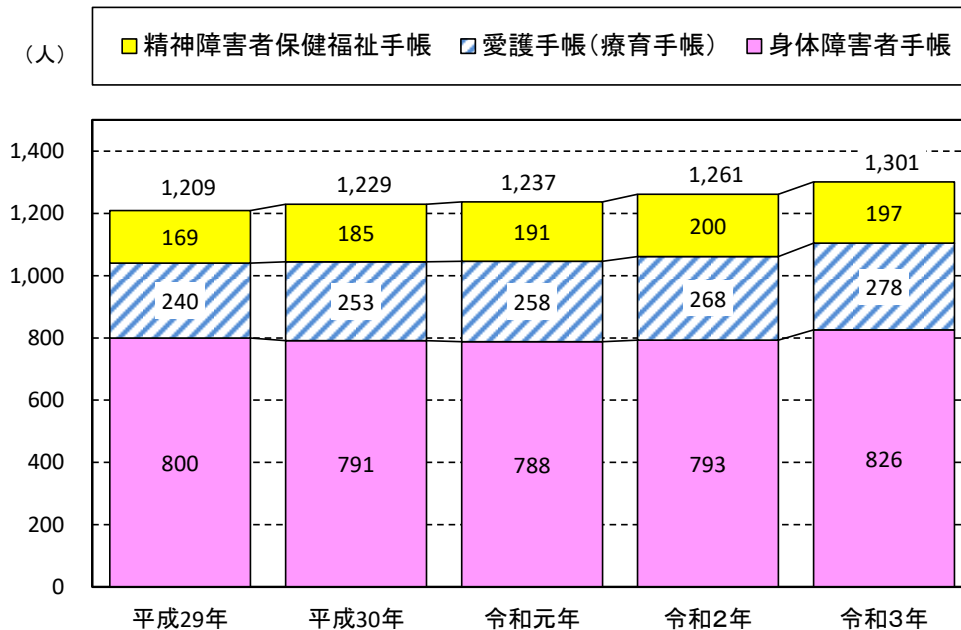
資料：国勢調査

## (8) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数をみると、増加傾向で推移し、平成29年の1,209人から、令和3年では1,301人となり、92人増加しています。

障がい別では、身体障害者手帳所持者数、愛護手帳（療育手帳）所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数がともに増加傾向で推移しています。

### ■障がい者手帳所持者数の推移



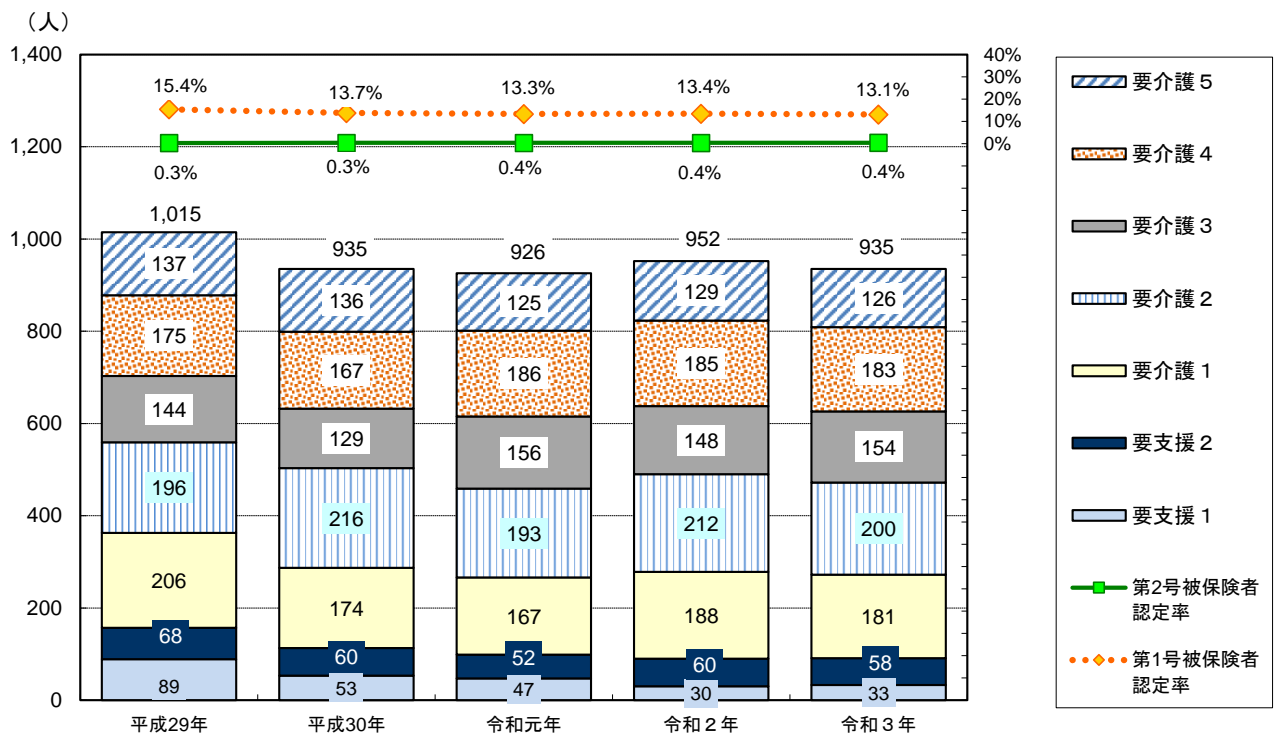
資料：介護福祉課 各年3月31日現在

### (9) 要支援・要介護認定者数の推移

要介護等認定者数は、減少傾向で推移していましたが、令和元年から令和2年にかけて増加し、令和3年では再び減少し、935人となっています。

また、認定率は、減少傾向で推移し、令和3年では13.1%となっています。

■要介護認定者数の推移

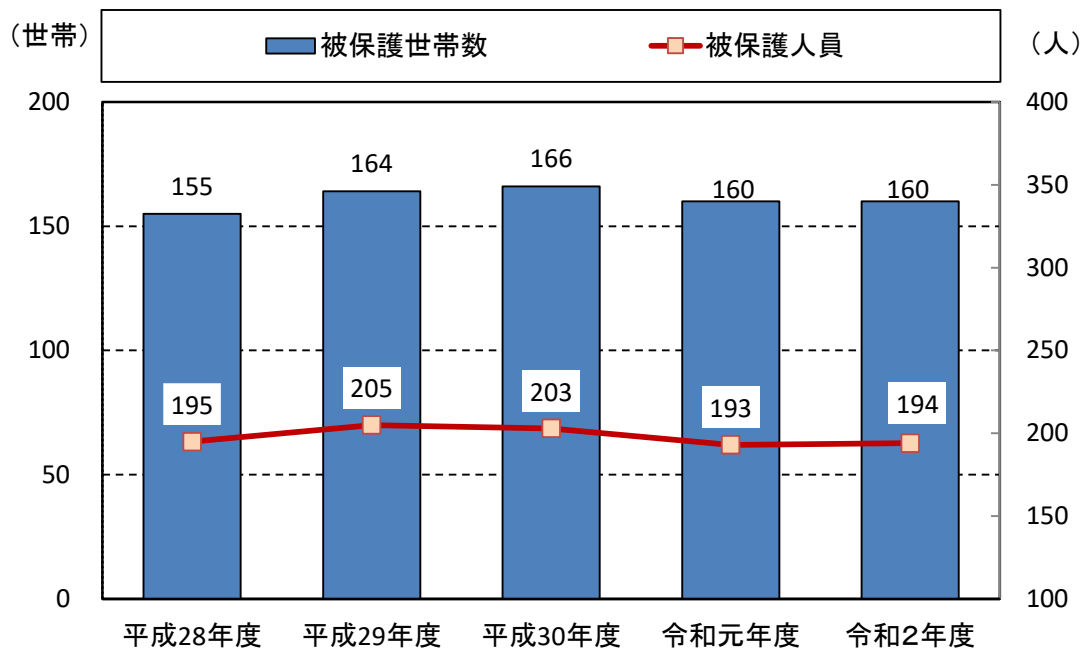


資料：介護保険事業状況報告 各年9月30日現在

### (10) 生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員共に平成29年度までは増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ、令和2年度ではそれぞれ、160世帯、194人となっています。

#### ■生活保護の状況



資料：三戸地方福祉事務所

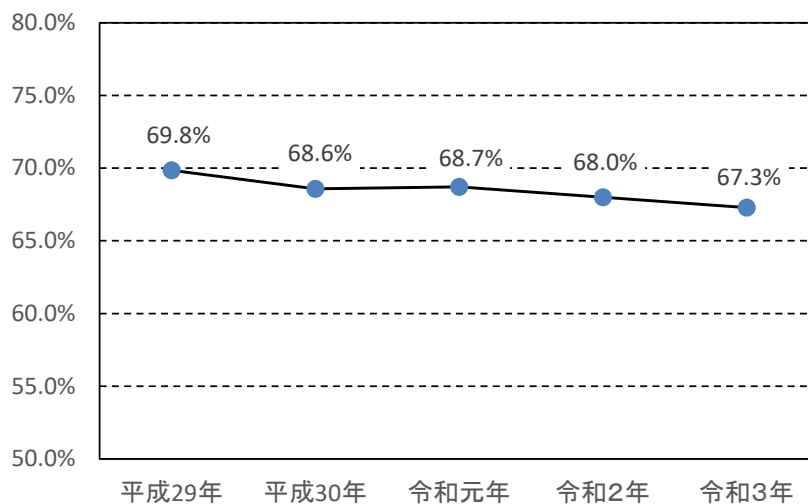
## 2 地域を支える各種団体の状況

### (1) 町内会

町内会は、地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助け合って協力をして、快適で住みよいまちを作り上げていくための最も身近な自治組織です。

令和3年3月末現在の町内会の数は56、加入率は67.3%となっています。

#### ■町内会加入率の推移



資料：まちづくり防災課 各年3月31日現在

### (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、共に協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡・調整・調査・企画・事業を行う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支え合い、学び合いながら、誰もがありのままに、その人らしく住み慣れた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。

また、おいらせ町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、令和3年3月末現在、19団体が登録し、様々な分野で活動を行っています。

### (3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態の調査や要保護者の見守り、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

令和3年3月末現在、民生委員・児童委員が47人、主任児童委員が3人の合計50人が活動しています。

### (4) 地域づくり協議会

地域づくり協議会は、地域の身近な問題を解決し、健康で明るい豊かなまちづくりのため、住民による自主的な地域づくり活動の円滑な推進を図ることを目的に、各小学校区単位の町内会を中心に各種団体（小中学校、児童館、消防団、NPO、各種団体、企業等）が協力し合う住民自治組織です。

現在は、木内々小学校区の木内々小学校区地域づくり協議会と木ノ下小学校区の間木山地域づくり協議会の二地域が活動を行っています。

#### 地域づくり協議会の役割や主な事業

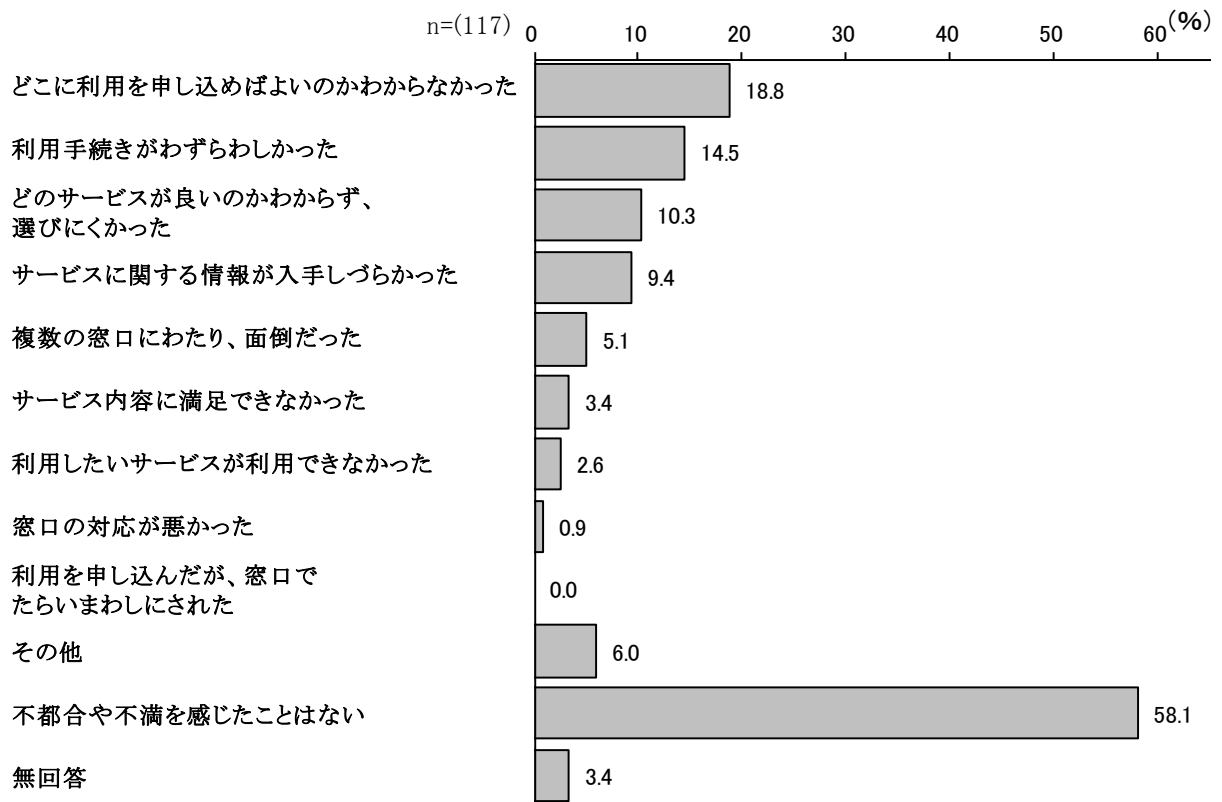
- ①自発的地域コミュニティ活動の企画立案実施
- ②地区の特性に合ったまちづくりを進める上での計画の実施
- ③地区内に存在する町内会や各団体の連携・調整及び情報交換の場の提供
- ④地区内の話題提供とお知らせ情報発信のための情報誌の発行
- ⑤拠点施設として使用する公共施設の管理・運営
- ⑥地区内に存する町内会や各団体への事業に対する補助金の調整
- ⑦地域リーダーの育成や教育等の研修実施
- ⑧地区と行政の相互協力

### 3 現状と課題

令和2年に実施したアンケート調査（調査概要は P.5 参照）から見える地域福祉の現状と課題をまとめました。

#### 課題1 必要な支援を必要なときに受けられる体制づくりの構築

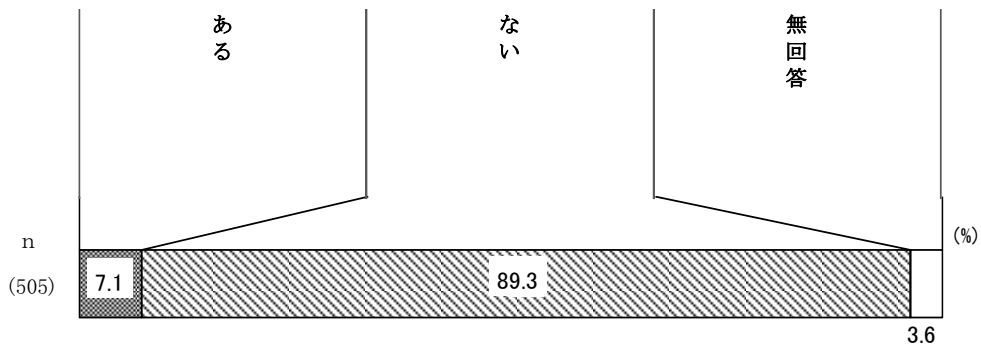
##### ●福祉サービスや介護保険サービスの利用に関して、不都合や不満を感じたこと



福祉サービスや介護保険サービスの利用に関して、不都合や不満を感じたことについて、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が18.8%と最も多く、次いで「利用手続きがわずらわしかった」（14.5%）、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」（10.3%）となっています。

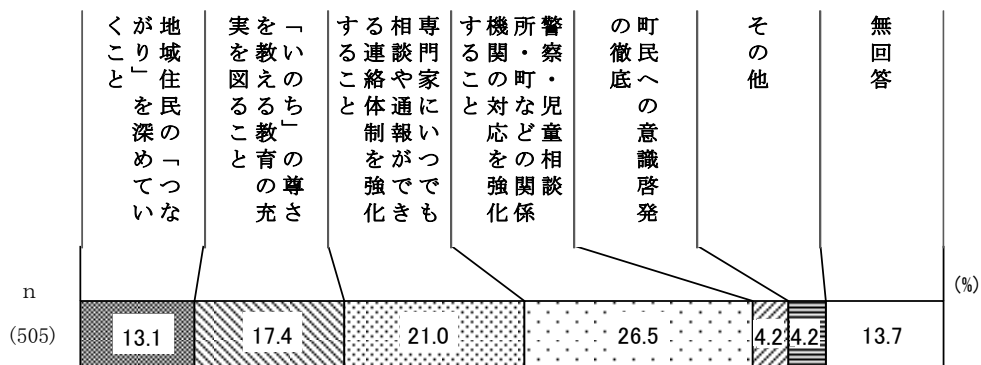
⇒ 前回調査（平成28年実施）と比較すると、「不都合や不満を感じたことはない」が39.0%から58.1%へと大きく増加していますが、サービスの内容や利用手続き、利用申込窓口について、多様な手段を用いた誰もが分かりやすく更に効果的な情報提供と誰もが利用しやすいサービス提供体制の充実、適切なサービスにつなげることができるよう、窓口相談機能の強化が求められています。また、複雑多様化する福祉ニーズや各制度の狭間の問題へ対応し、サービス利用や支援に結び付いていない方をフォローできるよう、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助や支援が求められています。

●子どもや高齢者などに対する虐待や暴力を見聞きした経験



子どもや高齢者などに対する虐待や暴力を見聞きした経験の有無について、「ある」が7.1%、「ない」が89.3%となっています。

●虐待や暴力事件が起きないようにするために必要なこと



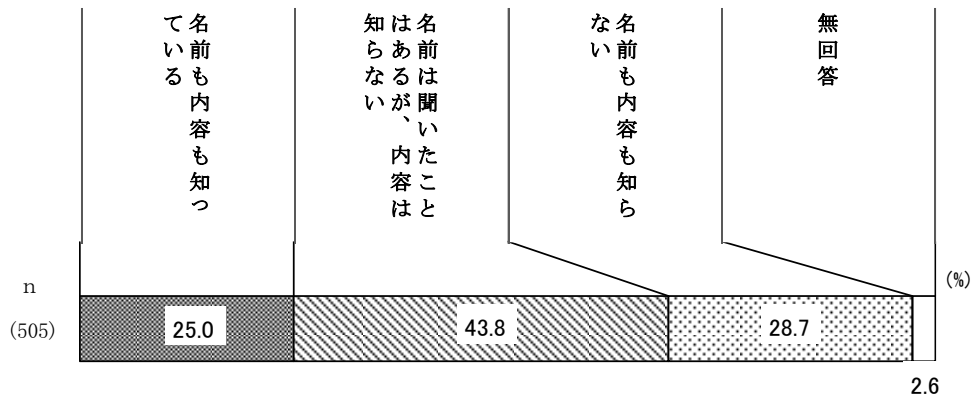
虐待や暴力事件が起きないようにするために必要なことについて、「警察・児童相談所・町などの関係機関の対応を強化すること」が26.5%と最も多く、次いで「専門家にいつでも相談や通報ができる連絡体制を強化すること」(21.0%)となっています。

⇒ 高齢者や子どもなどへの虐待の早期発見・予防のため、関係機関などとの連携強化や相談・通報体制の強化が求められています。

また、前回調査（平成28年実施）と比較すると、「地域住民のつながりを深めていくこと」が22.4%から13.1%へと大きく減少していますが、虐待の早期発見のためには、隣近所での見守りなど地域との連携も大切な要素ですので、地域福祉の目的でもある地域での助け合い、支え合いの福祉意識の醸成を図っていくことが重要です。

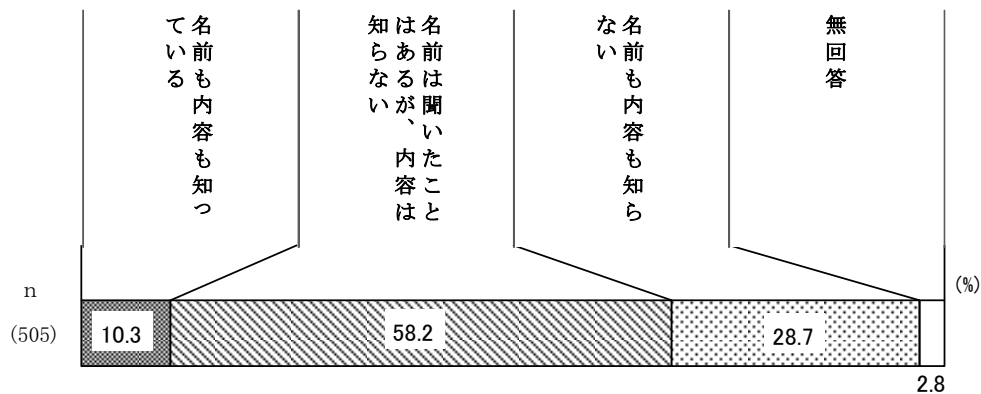


## ●「成年後見制度」の認知度



「成年後見制度」の認知度について、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が43.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(28.7%)、「名前も内容も知っている」(25.0%)となっています。

## ●「生活困窮者自立支援制度」の認知度

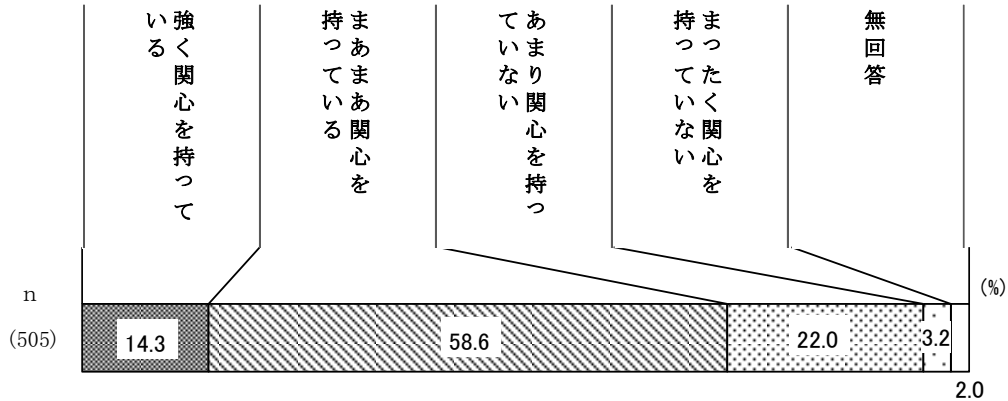


「生活困窮者自立支援制度」の認知度について、「名前は聞いたことはあるが、内容は知らない」が58.2%と最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(28.7%)、「名前も内容も知っている」(10.3%)となっています。

⇒ 「成年後見制度」と「生活困窮者自立支援制度」の制度内容についての認知度が、概ね前回調査（平成28年実施）と同様であり、認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない方や生活困窮者が安心して暮らしていけるよう、今後需要が増大していくことが想定される両制度の更なる周知と利用促進が必要です。

## 課題2 住民の福祉意識の向上及び地域活動の充実

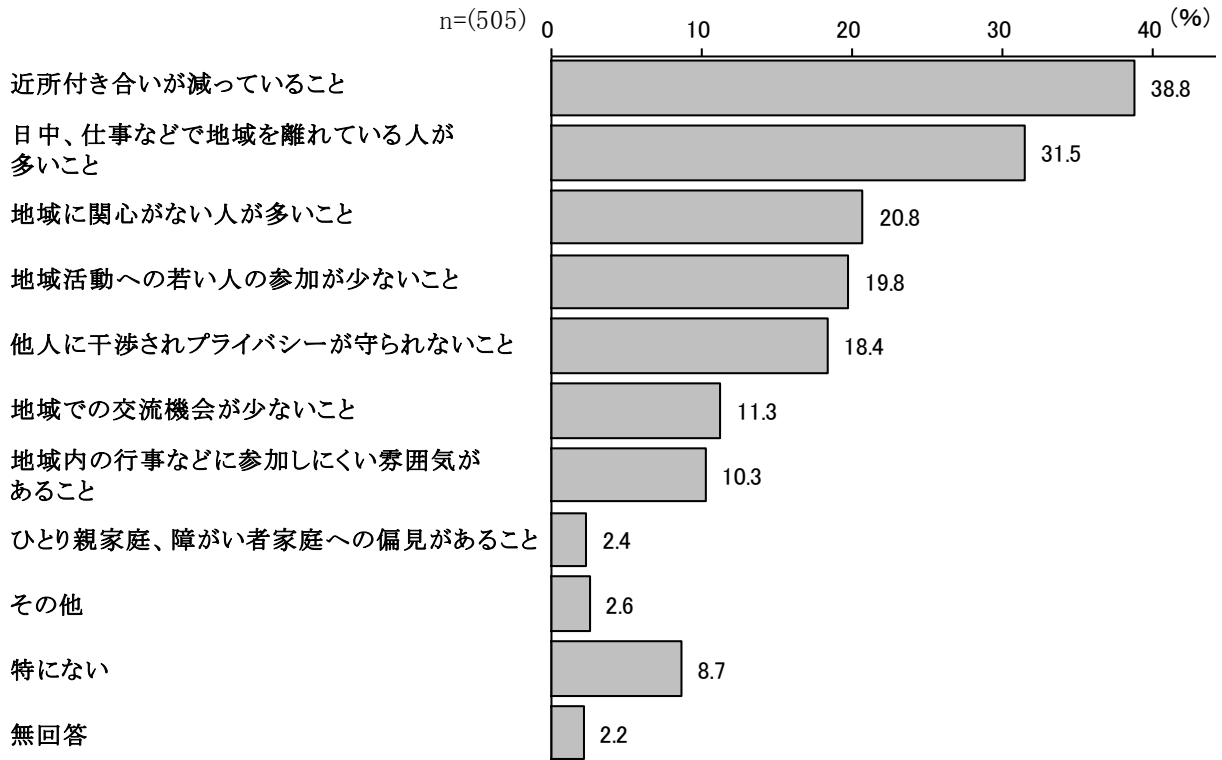
### ●あなたは福祉に関してどの程度関心を持っていますか



福祉への関心度について、「まあまあ関心を持っている」が58.6%と最も多く、「強く関心を持っている」を合わせた“関心を持っている”人は72.9%となっています。

その一方で、「あまり関心を持っていない」と「まったく関心を持っていない」を合わせた“関心を持っていない”人は25.2%にとどまっています。

### ●住みよい地域社会を実現していく上で、問題となること



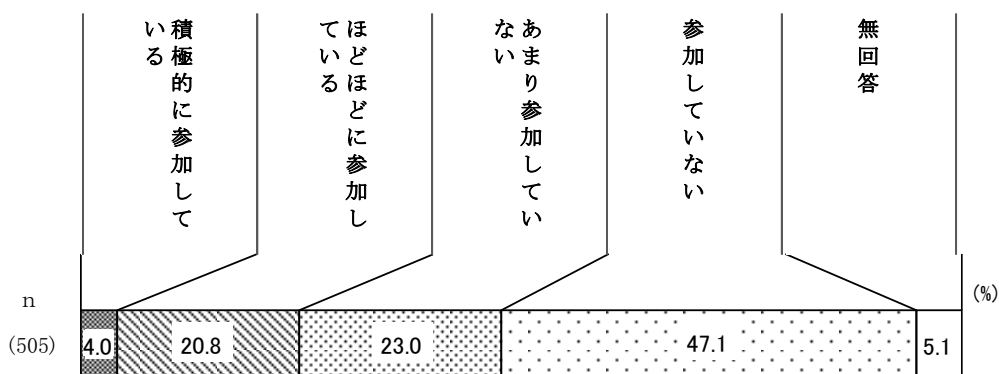
住みよい地域社会を実現していく上での問題点について、「近所付き合いが減っていること」が38.8%と最も多く、次いで「日中、仕事などで地域を離れている人が多いこと」(31.5%)、「地域に関心がない人が多いこと」(20.8%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(19.8%)、「他人に干渉されプライバシーが守られないこと」(18.4%)となっています。

⇒ 前回調査（平成28年実施）と比較すると、福祉に“関心を持っている”人は76.9%から72.9%へと減少しており、地域のつながりの希薄化やライフスタイルの多様化等により、地域福祉の醸成がなされにくい状況になっていることがうかがえます。

また、近所付き合いの減少や地域に関心がない人の割合の増加などが、住みよい地域社会の実現における問題点として認識されています。

地域福祉の充実のためには、住民同士の支え合いが重要であることから、今後も引き続き、福祉教育の充実や啓発活動などにより、住民の福祉意識の向上に努め、地域での日常的な交流の促進や参加意識の高揚、町内会活動の充実を図っていくことが求められます。

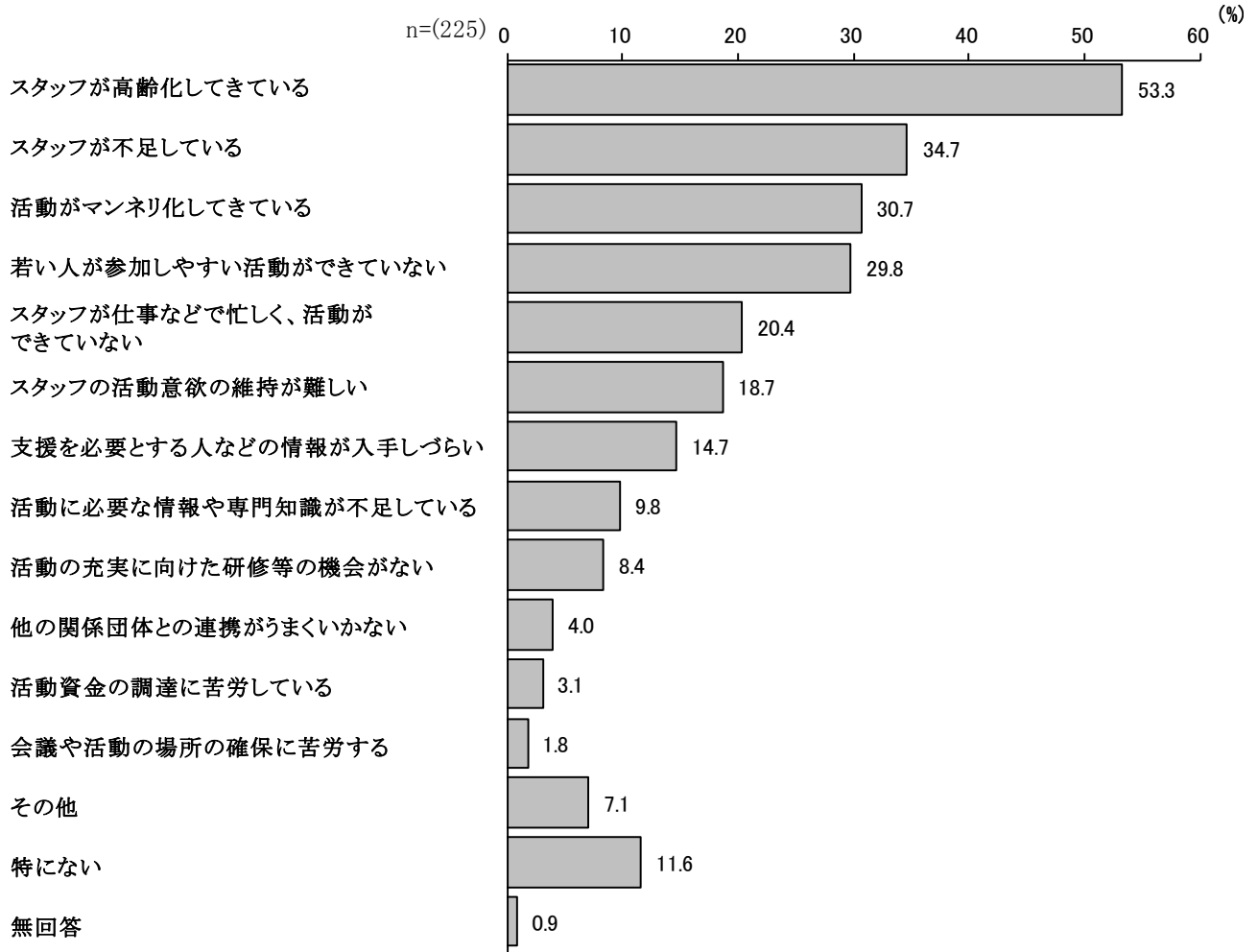
### ●あなたは地域活動にどの程度参加していますか



地域活動への参加頻度について、「参加していない」が47.1%と最も多く、「あまり参加していない」を合わせた“参加していない”人は70.1%となっています。

その一方で、「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」を合わせた“参加している”人は24.8%となっています。

●現在の地域活動で困っていること



現在の地域活動で困っていることについて、「スタッフが高齢化してきている」が53.3%と最も多く、次いで「スタッフが不足している」(34.7%)、「活動がマンネリ化してきている」(30.7%)、「若い人が参加しやすい活動ができていない」(29.8%)となっています。

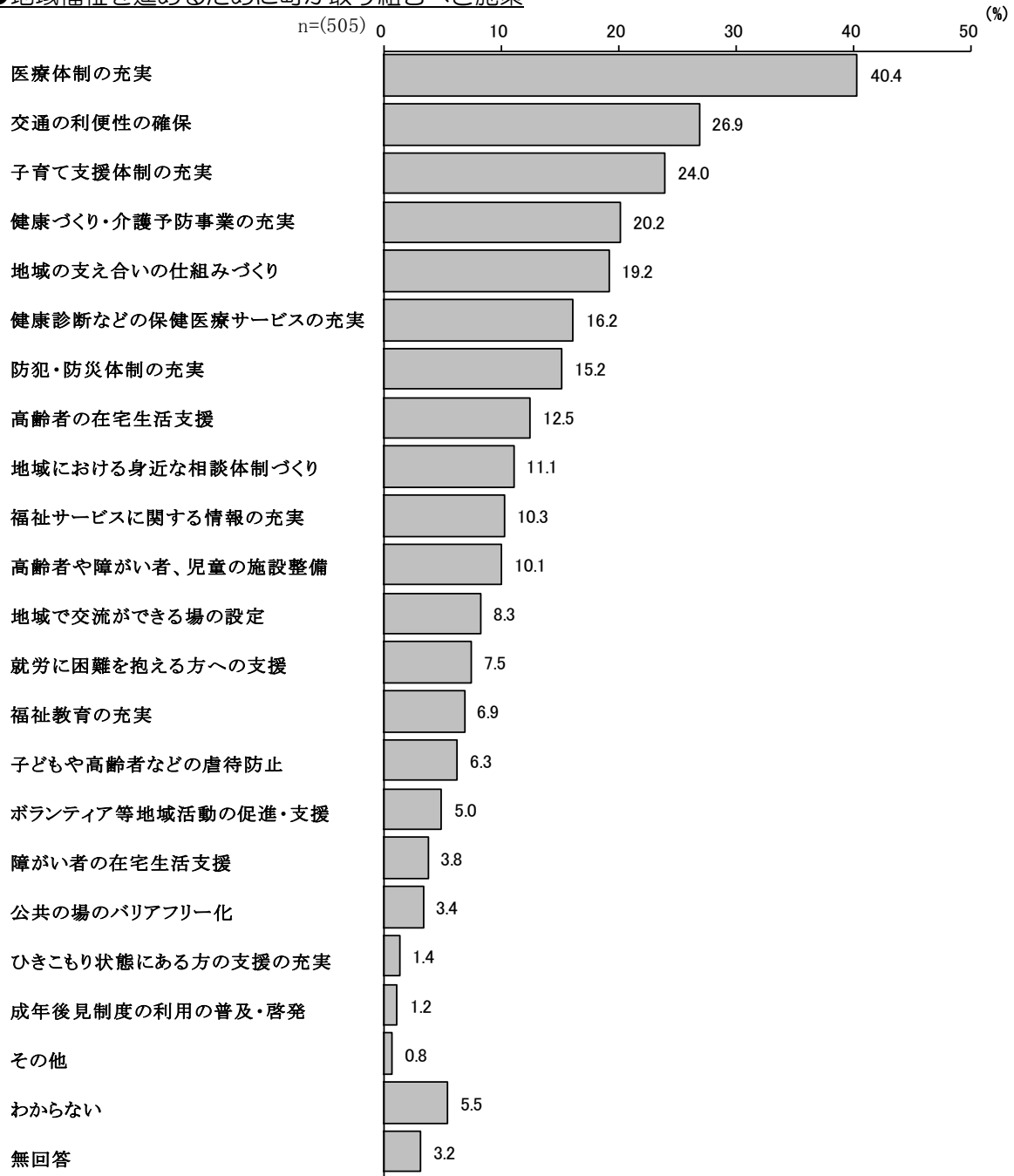
⇒ 前回調査(平成28年実施)と比較すると、地域活動に“参加している”人は39.1%から24.8%へと減少しており、「時間がない」、「趣味や自由な時間を優先したい」など時間的な制約により、地域活動に参加しづらい状況が見受けられます。

地域活動団体では、活動スタッフの人員不足や、高齢化など人材面の問題を抱えている事が多く、これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

また、地域活動に関する情報提供や活動のための理解促進を積極的に支援することで、参加しやすい体制づくりを構築していくことが求められます。

### 課題3 互いに支え合い、安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

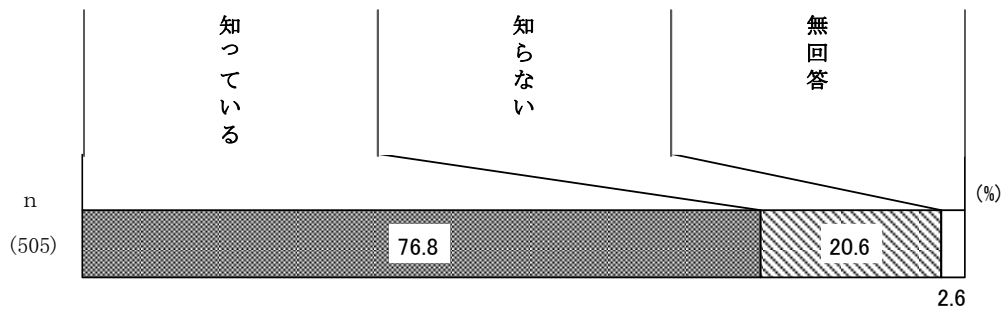
#### ●地域福祉を進めるために町が取り組むべき施策



地域福祉を進めるために町が取り組むべき施策について、「医療体制の充実」が40.4%と最も多く、次いで「交通の利便性の確保」(26.9%)、「子育て支援体制の充実」(24.0%)、「健康づくり・介護予防事業の充実」(20.2%)、「地域の支え合いの仕組みづくり」(19.2%)となっています。

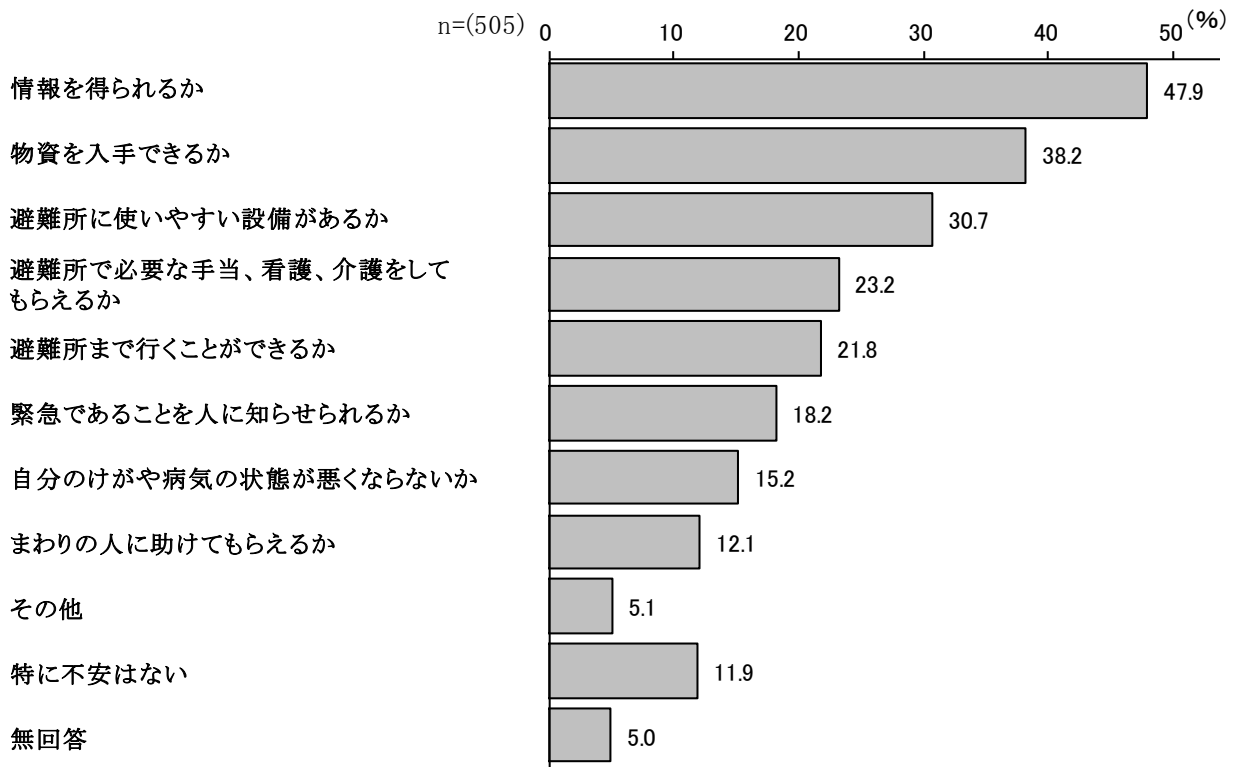
⇒ 保健・医療・福祉の充実と交通の利便性の確保、地域の支え合いの仕組みづくりの推進を図ることによる安全・安心のまちづくりが求められています。高齢者や障がい者などの交通弱者にとっては、通院や買い物、社会参加の上で、移動手段の確保は特に重要であり、交通の利便性の向上は急務となっています。

●災害時の避難場所の認知度



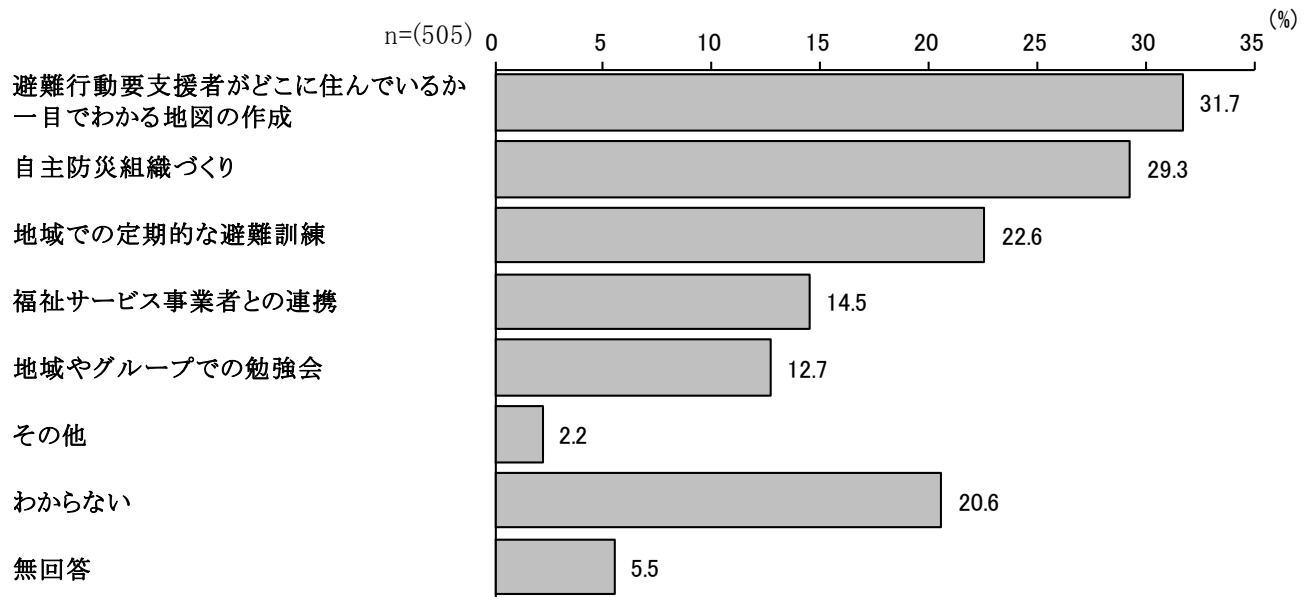
災害時の避難場所の認知度について、「知っている」が76.8%、「知らない」が20.6%となっています。

●災害時の避難や対応についての不安点



災害時の避難や対応についての不安点について、「情報を得られるか」が47.9%と最も多く、次いで「物資を入手できるか」(38.2%)、「避難所に使いやすい設備があるか」(30.7%)、「避難所で必要な手当、看護、介護をしてもらえるか」(23.2%)、「避難所まで行くことができるか」(21.8%)となっています。

## ●災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なこと



災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なことについて、「避難行動要支援者がどこに住んでいるか一目でわかる地図の作成」が31.7%と最も多く、次いで「自主防災組織づくり」(29.3%)、「地域での定期的な避難訓練」(22.6%)、「福祉サービス事業者との連携」(14.5%)となっています。

⇒ 前回調査(平成28年実施)と比較すると、災害時の避難場所について、「知っている」が74.0%から76.8%へと増加していますが、近年、地震・台風・豪雨等の災害による甚大な被害が相次いでいる状況から考えて、避難場所を把握しておくことの重要性をもっと認識してもらうことが必要です。

また、災害時の情報伝達手段の多様化や物資・備蓄の充実、避難所設備の充実等とともに、高齢化の進行等に伴い、避難行動要支援者の増加が想定されるため、引き続き、避難行動要支援者の把握や、地域全体で支援していくための体制づくりが求められます。





# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑化・多様化しており、住民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無に関わらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのために、本計画においては、人と人とのふれあいを大切に、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画においては、これまでの地域福祉分野における取組や地域共生社会の考え方を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、第2次おいらせ町総合計画の基本方針のうちの一つである「みんなが互いに助け合うまち」を、第1期計画から引き続き、基本理念として掲げます。

### みんなが互いに助け合うまち

引き続き、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、行政だけでなく地域住民、民間事業者、ボランティア、NPO等が役割分担を行いながら、地域における相互扶助の充実を図ります。

また、乳幼児から高齢者まで、全ての人々が共に生きる社会形成を行うことで、住民一人ひとりがお互いに助け合う活動を通じて、心身ともに安心して、生きがいを持って暮らせる、やさしいまちを目指します。

「みんな」とは・・・「地域住民、行政、民間事業者、ボランティア、NPO等、地域で活動する全ての人」のことを指します。

## 2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

### 基本目標1 必要な支援を受けられる体制づくり

多様化・複合化している地域の生活課題に対応するために、保健・医療・福祉分野が連携し、福祉サービスに関する情報提供や相談支援を行い、必要な時に適切なサービスを利用できるような体制をつくります。

また、判断能力が十分でない方の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発により、制度の利用につなげ、生活困窮者の自立支援に向けては、早期の把握・支援のために、関係機関との連携を図ります。

### 基本目標2 地域で福祉を支える仕組みづくり

地域福祉の推進には、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりが重要です。

住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実させ、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

### 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な方が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進し、地域の支え合う力をより一層高めるため、住民や関係団体、行政が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを促進します。

## 3 計画の体系

基本  
理念

## みんなが互いに助け合うまち

## 基本目標1 必要な支援を受けられる体制づくり

- (1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実と質の向上
- (3) 権利擁護の推進  
(成年後見制度利用促進基本計画を含む)
- (4) 生活困窮者自立支援対策の推進
- (5) 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】

## 基本目標2 地域で福祉を支える仕組みづくり

- (1) 地域福祉の意識の醸成
- (2) 地域での交流の推進
- (3) 地域活動の活性化に向けた支援
- (4) 地域福祉を担う人材の確保と育成
- (5) 社会参加と生きがいづくりの推進

## 基本目標3 安全・安心に暮らせる地域づくり

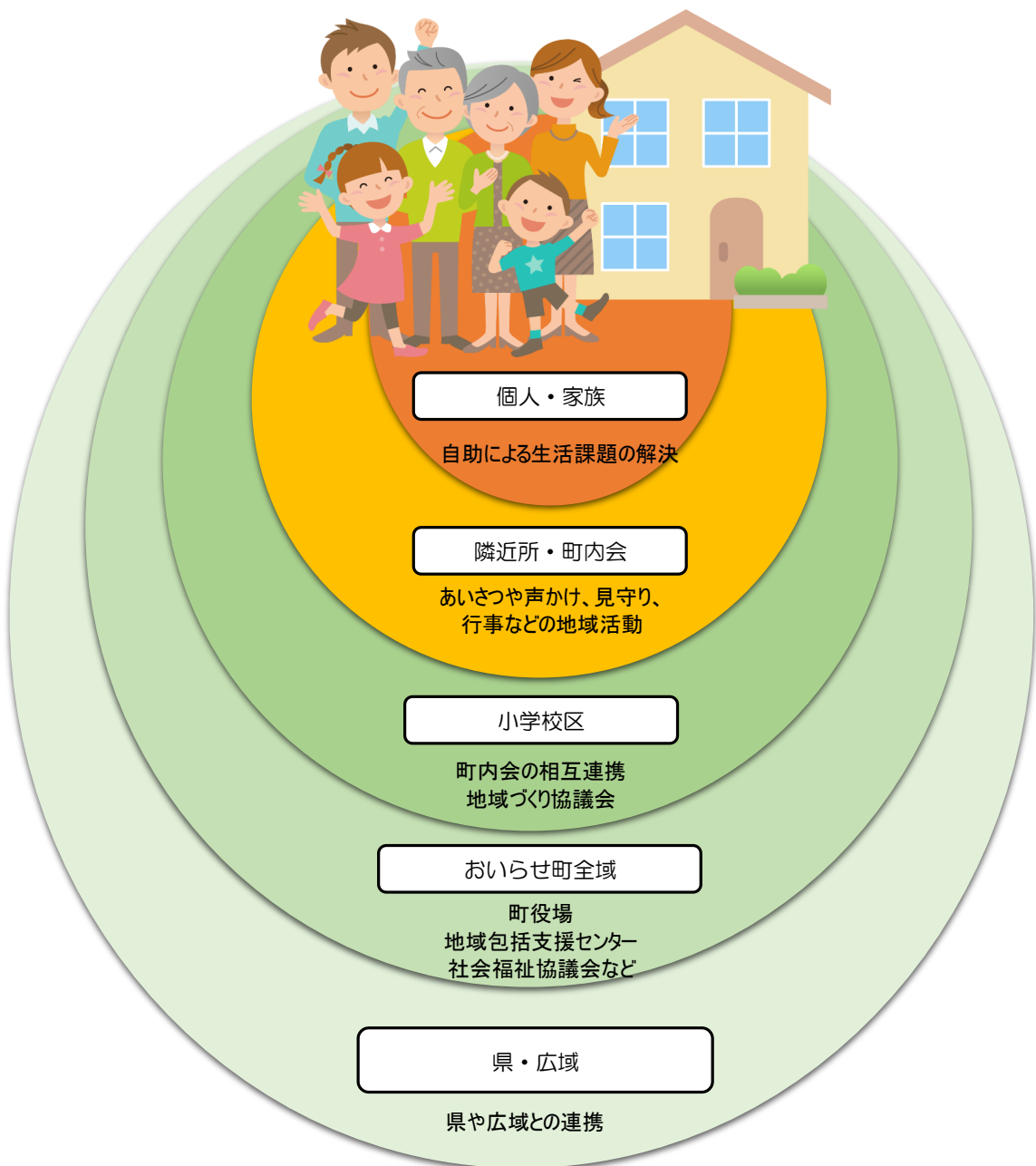
- (1) 地域福祉のネットワーク強化
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 暮らしやすい生活環境の整備
- (4) 防犯対策の充実
- (5) 災害時の支援体制の充実

## 4 地域福祉圏域の考え方

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族」、「隣近所・町内会」、「小学校区」、「おいらせ町全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

### ■福祉圏域のイメージ



# 第4章

地域福祉の推進に向けた取組





## 1 必要な支援を受けられる体制づくり

### (1) 情報提供・総合的な相談支援体制の充実

#### 現状と課題

現在、町では、行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人など、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている方たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、従来のような対象者種別毎、縦割り型のサービス提供体制では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいという側面があります。特に複数の生活課題を抱えている方にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

アンケート調査によると、福祉サービス利用に関する不都合や不満点については、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」（18.8%）が最も多く、次いで「利用手続きがわずらわしかった」（14.5%）、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」（10.3%）などとなっており、必要な情報が伝わっておらず、情報提供に関する不満が見受けられました。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立ち、サービスを必要とする全ての方が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える方がいつでも気軽に相談することができるよう、専門的かつ分野横断的な相談体制の構築を進め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

また、生活課題が複雑化・多様化する中、ひきこもり、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、各制度の狭間にあって、何らかの福祉サービスや支援を必要としながらも、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない方に対して、早期発見と適切な支援に向けて、多様な主体が連携して取り組む必要があります。

## 施策の方向性

- 福祉サービスを広く一般的に周知するため、広報紙、パンフレットやホームページなどの様々な媒体を活用して、サービス内容やサービス提供事業者などの情報を提供します。また、メディア等の活用が困難な住民に対して、情報格差の解消を図るため、各関係機関や民生委員・児童委員と連携を強化し、情報提供に取り組みます。
- 多様化・専門化する相談内容に対応するため、関係各課と連携し、ワンストップで相談に対応できる体制を整備し、包括的な支援体制の構築につなげます。
- 町の窓口をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談支援体制の充実、各種相談窓口の周知を図り、相談にあたる職員の資質の向上に努めます。また、パソコンやスマートフォンなどの普及に対応し、パソコン等を利用したオンラインでの相談体制を検討していきます。
- 何らかの支援を必要としながらも、相談先がわからない方や自ら支援を求めることができない方の早期発見と支援に向けて、民生委員・児童委員や地域、関係機関等との連携により、課題解決に取り組む体制づくりを進めます。
- 民生委員・児童委員などは、福祉情報の提供者として、地域住民と行政をつなぐ重要な役割を担っていることから、研修会の開催などによる資質向上に努めます。
- 普段から身近なところで、いろいろな方が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを推進します。



## 町民・地域に期待される取組

- パンフレットやホームページなどに目を通し、相談窓口、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めます。
- 地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。
- 生活する上で困ったことがあったら、身近な相談窓口へ相談します。
- 地域での見守りや近所付き合いを通して、周囲の困りごとの早期発見に努めます。
- 地域で困っている方がいたら、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、必要に応じて民生委員・児童委員や専門窓口につなぎます。

## (2) 福祉サービスの充実と質の向上

### 現状と課題

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。

町では、介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種支援サービス、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、町独自の福祉サービスなど、きめ細やかなサービスの充実に努めてきました。

しかし、福祉に関するニーズは複雑化・多様化しており、今後さらに高齢者や認知症の方が増えていくことや、障がい者の地域生活への移行を進める観点から、地域の人材や様々な機器を活かした、よりきめ細やかなサービスの充実が求められています。

アンケート調査によると、福祉サービス利用に関する不都合や不満点については、「利用したいサービスが利用できなかった」、「サービス内容に満足できなかった」(P.21 参照)などの回答もあり、提供体制の充実だけでなく、利用者の声を広く集め、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

福祉サービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている方に行き届く体制を整えることが重要となります。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取組に生かしていく必要があります。

## 施策の方向性

- 地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。
- 利用者が安心して福祉サービスを選択・利用できるようにするため、福祉従事者の専門性の向上と相談支援体制の充実に努めるとともに、サービス提供事業者や関係機関との連携を強化し、利用しやすいサービス提供体制の整備とサービス利用に関する相談・苦情の受付・対応体制の充実に努めます。
- サービス提供事業者へ、事業者情報の開示や第三者評価の取組を促進します。
- 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、事業者やNPOなど、多様なサービス主体の参入促進を図るとともに、保健・医療・介護・住まい・生活支援などが包括的に確保される体制の充実に努めます。
- 医療機関をはじめ、介護事業所や福祉関係機関が連携し、退院後のスムーズな在宅生活への移行を支援します。
- 保健・医療・福祉関係者がその専門性向上に努めるとともに、地域ケア会議や個別事例検討会等を通じたネットワークの強化を図ります。
- 誰もが安心して自分らしく暮らすことができる支援体制を目指し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場づくりを検討します。
- 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援に応じられるよう、適切なケアマネジメントの実施に努めます。



## 町民・地域に期待される取組

- 福祉サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。
- 福祉サービスの利用等についてわからないことは、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に相談します。
- 身近に支援を必要とする方がいる場合は、相談に乗り、サービスの利用を勧めます。
- 地域福祉推進のため、見守りや助け合いなどに積極的に参加します。

### (3) 権利擁護の推進（【成年後見制度利用促進基本計画】を含む）

#### 現状と課題

認知症の方や障がいのある方の中には、判断能力が十分でないために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。

今後、認知症の方の増加により、財産管理や日常生活における援助に関する支援や相談の更なる増加が予想されます。また、人間関係や介護疲れ、生活環境等の様々な要因により、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力）や虐待につながってしまう事例もあります。

あらゆる方が住み慣れた地域でその方らしく日常生活を送ることができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組が必要となっており、判断能力に不安がある方も、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるような取組を進めます。

アンケート調査では、「成年後見制度」について、「名前も内容も知っている」の回答は25.0%となっており、制度内容についての認知度は低い状況です。

当町では、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、制度の利用促進に努めます。

また、福祉等のサービスを利用する中で問題が生じた場合、その方が事業者に対して弱い立場に立つことがなく、対等の立場で意思が尊重されるよう、制度の周知に努めます。

アンケート調査によると、子どもや高齢者に対する虐待や暴力を見聞きした経験については、7.1%の方が「ある」と回答しています。

DV、児童虐待や高齢者虐待などは、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。被害者が高齢者、障がい者、子どもなどの場合、自ら通報することが困難な場合もあることから、発見者の通報義務の周知や、いち早く発見、通報できるように関係機関や地域との連携を強化するとともに、通報があった場合は、安全確保のため、迅速に対応することが必要です。また、虐待は、加害者である介護者・養育者やその世帯が抱えている課題が潜んでいるため、その課題の把握と解決に向けた支援も重要です。

■成年後見制度利用者数

(単位：人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平成30年	19	4	0	1	24
令和元年	26	5	0	1	32
令和2年	28	7	0	1	36
令和3年	27	7	0	1	35

資料：青森家庭裁判所の調査による自庁統計（各年8月31日現在）

■成年後見制度 町長申立て数

成年後見制度を利用するために、管轄の家庭裁判所へ申立て手続きをします。申立人（申立て手続きができる方）は、本人、配偶者、四親等内の親族等が担います。身寄りがない等、様々な事情により町長が申立てをする場合があります。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町長申立て数	0	2	4

■日常生活自立支援事業（あっぴるハート）利用者数

日常生活自立支援事業は、高齢者や障がい者が福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要な金銭管理の援助等の支援が受けられる事業です。当町では、八戸市社会福祉協議会に委嘱されている当町在住の生活支援員が支援計画に沿って支援を行います。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	8	7	5

## 施策の方向性

- 核家族化が進み、認知症の方や身寄りがない方、協力してくれる親族がない方等の相談が増えているため、広報紙やホームページなどを活用して、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について普及・促進を行います。
- 相談受付、成年後見制度申立て手続きの説明等の支援をします。
- 八戸圏域連携中枢都市圏の市町村と連携・協力して、市民後見人の研修や育成に取り組みます。
- 中核機関や成年後見制度の利用に関連する事業者、家庭裁判所、行政等と連携・協力し、権利擁護支援のネットワークを構築できるよう、協議会の広域設置を検討します。
- DVや高齢者、障がい者、子どもへの虐待の防止・早期発見に向けて、相談・通報に関する周知・啓発を行い、関係機関と連携し適切な対応に努めるとともに、虐待を行った方が抱える課題の把握・支援を行います。
- 必要に応じて、個別事例検討会を開催し、関係者や専門職より助言を受けながら、今後の支援方針を協議し状況を共有します。



## 町民・地域に期待される取組

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護の仕組み・制度について理解を深めます。
- 支援の必要な方が地域で安心して生活できるよう見守りに努め、制度利用が必要な方がいる場合、町地域包括支援センターへ情報を提供します。
- DVや虐待を未然に防ぐために、地域での気づきや見守りに努め、また、DVや虐待の疑いがある場合には、速やかに関係機関へ連絡します。
- サービス事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。

## 《 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ 》

本項目における取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、位置づけます。

### 【成年後見制度とは】

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な方の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。「ノーマライゼーション※」「自己決定権の尊重」「残存能力の活用」を理念とし、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して、平成12年4月に導入されました。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に分類されます。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ方に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、契約の効力が生じます。

	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力がある人)
	判断能力が 欠けている人	判断能力が 著しく不十分な人	判断能力が 不十分な人	判断能力がある人
支援される人				
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の管理</li> <li>・契約の代理や取り消し</li> <li>・介護、医療へのサポート（申請や契約等）など</li> </ul>			

### 【成年後見制度利用促進基本計画の背景】

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年度～令和3年度）を平成29年3月に閣議決定しました。それを踏まえ、市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、中核機関を設置して必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示しました。

当町では「おいらせ町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護事業の推進と関係機関との連携強化に取り組みます。また、八戸圏域連携中枢都市圏の成年後見利用促進事業を拡充し、令和4年に中核機関（八戸圏域成年後見センター）の広域設置を予定しております。

※ノーマライゼーション：高齢者も障がいのある人もない人も、誰もが互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに生活を送れるようにしようという考え方のこと



## (4) 生活困窮者自立支援対策の推進

### 現状と課題

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や生活保護を受給する人が、稼働年齢世代（16歳～64歳）にある方を含めて増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、障がいが疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある方たちを対象としています。

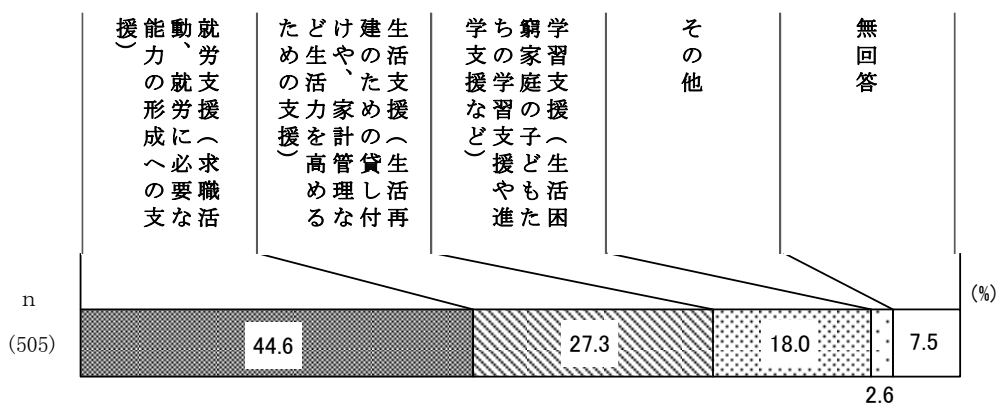
アンケート調査によると、「生活困窮者自立支援制度」について、「名前も内容も知っている」の回答は、10.3%と認知度は低い状況です。また、生活困窮の問題や支援制度で、最も必要だと思う支援については、「就労支援」との回答が最も多くなっています。

生活困窮者を早期に把握・支援するために、住民の制度に対する理解促進、関係機関との連携を図りながら、支援を実施していく必要があります。

また、貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策も総合的に推進していく必要があります。

生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に、迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことが必要です。

#### ■生活困窮の問題や支援制度で、最も必要だと思う支援



### 施策の方向性

- 広報紙やホームページなどで、生活困窮者自立支援制度について、広く周知を図ります。
- 町内会や民生委員・児童委員など地域とのネットワークにより、支援を必要としている方の早期把握に努めます。
- 生活困窮者を早期に把握し、自立支援に関する総合的な相談に応じるため、関係機関との連携に努めます。
- 生活困窮者の支援において、社会資源の把握や活用などに努めます。
- 親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないように、教育、生活、保護者の支援などに努めます。
- 関係機関の連携体制のもと、高齢者、障がい者、ひとり親など様々な課題を抱えた方への適切な支援を行い、就労につなげます。



### 町民・地域に期待される取組

- 生活で困ることがあったら、生活困窮に至る前に、各種相談窓口にご相談します。
- 生活困窮者を発見したら、速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげます。
- 住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を支援します。

## (5) 再犯防止に向けた取組の推進【再犯防止推進計画】

### 現状と課題

犯罪をした方の中には、薬物事犯者や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な方、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する方など、様々な生き辛さを抱えた結果、再び犯罪を行う方が存在し、少子化による年少人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、検挙人数に対する少年割合は減少しているものの、高齢者の割合が増加してきています。

当町では、上十三地区保護司会、おいらせ地区更生保護女性会を中心に、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」における街頭啓発活動を実施するとともに、更生保護サポートセンター三沢を中心に、保護司による犯罪予防についての啓発活動を実施して再犯の防止に取り組んでいます。

犯罪をした方が、多様化が進む社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができ、再び犯罪をすることをなくすことで、住民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、犯罪をした方の地域生活への定着に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向性

- 立ち直ろうとする方を支えるとともに、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会の実現を目指し、社会を明るくする運動などを通じて、犯罪をした方の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動等の広報・啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 上十三地区保護司会、保護観察所や警察等の関係機関、民生委員・児童委員などと再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度の事業などを活用して、犯罪をした方の就労や住居の確保を図り、支援関係者・団体との連携の充実を図ります。
- 犯罪をした方の円滑な社会復帰に向けて、高齢者や障がい者など、保健・医療・福祉等の支援を必要とする方に対して、各種相談窓口や制度の情報提供をし、必要なサービスの利用につなげられる体制を整備します。



### 町民・地域に期待される取組

- 保護司（会）の活動について関心を持ち、再犯防止や更生保護に関する理解を深めます。
- 住民同士の普段の付き合いの中で、犯罪をした方を支援します。
- 子どもの非行防止と健全育成に努めます。

### 【再犯防止推進計画の位置づけ】

本項目における取組を、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、位置づけます。

### 【再犯防止推進計画の背景】

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国では、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

犯罪をした方の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な方や出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時には無職という状況です。

仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて高く、不安定な就労状況や生活の困窮が再犯リスクに結びつきやすいので、再犯を防ぐためには、本人の努力はもとより、就労や住居の確保に向けた支援、保健・医療・福祉サービスの利用に向けた支援が必要です。

## 2 地域で福祉を支える仕組みづくり

### (1) 地域福祉の意識の醸成

#### 現状と課題

近年、核家族化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加や、少子高齢化による地域の担い手の不足、ライフスタイルの多様化に伴う住民同士のつながりの希薄化など、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能の低下が懸念されています。

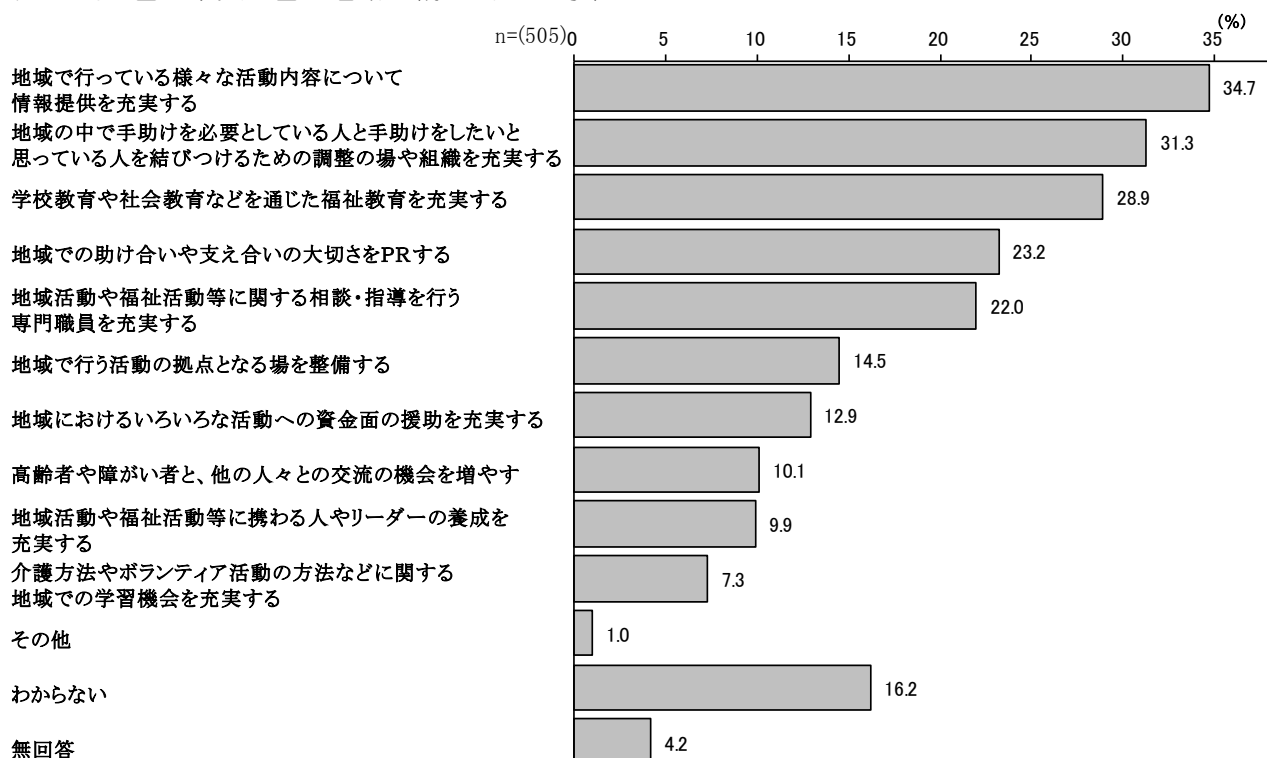
アンケート調査によると、住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上での問題点として、「近所付き合いが減っていること」が38.8%と最も多くなっています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉の考え方を理解し、福祉は身近な存在であることを認識し、地域で支え合いながらお互いに助け合う必要性を認識することが必要です。

また、アンケート調査によると、地域での助け合いや支え合い活動の輪を広げる対策について、3番目に多い回答に「学校教育や社会教育などを通じた福祉教育を充実する」が挙げられています。

地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、行政、社会福祉協議会、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

#### ■地域での助け合いや支え合い活動の輪を広げる対策について



## 施策の方向性

- 地域福祉の必要性や活動事例を、広報紙などを通じて広く周知し、地域福祉活動の啓発を図ります。
- 福祉教育や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の重要性についての意識啓発に努めます。
- 高齢者や障がい者とふれあえる交流機会の創出に努め、高齢者や障がい者に対する理解促進を図り、幼少時からのノーマライゼーションの考え方の浸透を図っていきます。
- 援助や配慮を必要とすることが外見からはわからない方が、周囲の方に支援を必要としていることを知らせる「ヘルプカード・ヘルプマーク」の普及を図ります。

### ■ヘルプカード

(表面)

【自由記述欄】



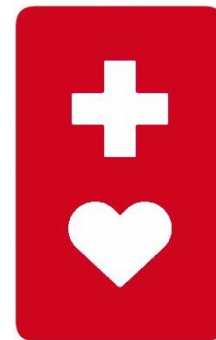
\*記載してほしいことを自由に記入ください。

(裏面)

年 月 日作成		緊急連絡先	
氏名	住所	第1連絡先	氏名
生年月日	性別	☎	
障害や病気 の名称	血液型	第2連絡先	氏名
かかりつけ 医師機関	医療機関名:	☎	
	電話:		
	職業(有・無)		

※ヘルプカード：障がいなどのある方が困った時に、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくなるための情報を伝えるためのカードです

### ■ヘルプマーク



※ヘルプマーク：外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮が必要な方が、周囲の支援を得やすくするためのマークです



## 町民・地域に期待される取組

- あいさつや声かけなどを通して、隣近所との関わりを大切にし、地域での支え合いの意識を持ちます。
- 性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 高齢者や障がい者に対する理解と思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。
- 身近な地域活動に関心を持ち、福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加します。

## (2) 地域での交流の推進

### 現状と課題

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれあいの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない方や地域との関わりを持たない方が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきました。

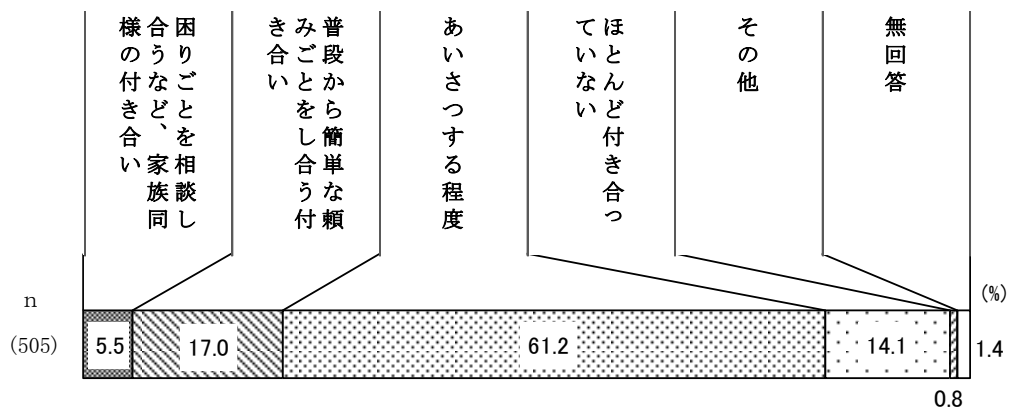
アンケート調査によると、近所の方との付き合いについては、「あいさつする程度」が61.2%で最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをし合う付き合い」(17.0%)となっており、「ほとんど付き合っていない」という回答も14.1%となっています。

また、地域活動関係者へのアンケート調査で、地域活動を通じて感じる地域の課題については、「隣近所との交流が少ない」が40.0%、次いで「世代間交流が少ない」39.1%と地域での交流の少なさを課題と感じています。

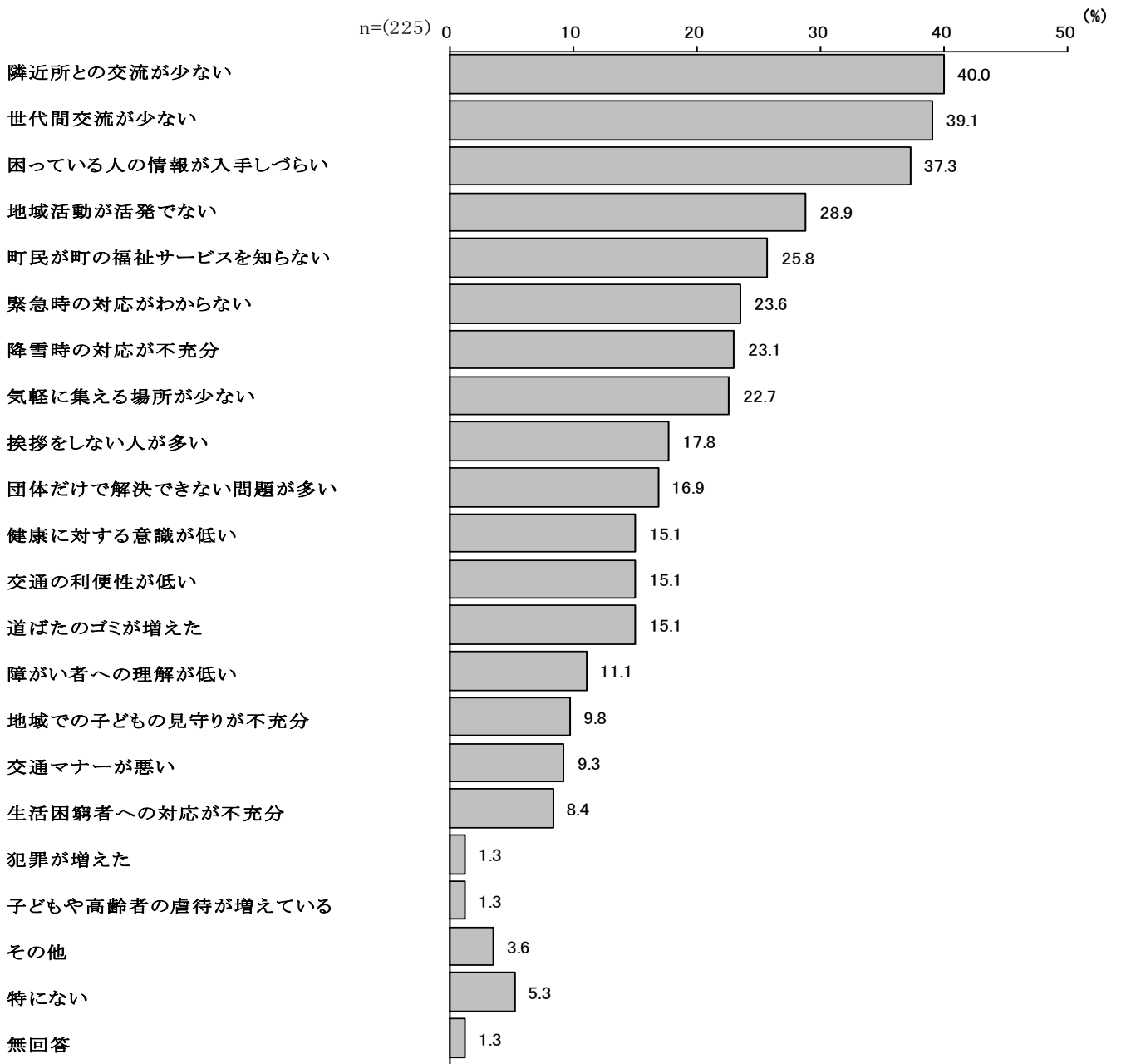
地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや、世代を超えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域活動の担い手の減少を踏まえ、こういった地域間での連携を促進し、住民同士の交流を図ることで、地域活動を活性化させていくことも検討する必要があります。

#### ■近所の人との付き合いの程度



■地域活動を通じて感じる、地域の課題





### 施策の方向性

- 各種地域行事など、住民主体での交流事業の充実に努め、高齢者や障がい者、外国人のみならず、多世代が気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを目指します。
- 保育所や認定こども園、小中学校、福祉施設などにおける各種行事をとおして、地域の方や高齢者、障がい者などとふれあう機会の創出に努めます。
- 住民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
- 既存施設を利活用し、誰もがいつでも気軽に立ち寄り、交流できる場づくりを推進します。



### 町民・地域に期待される取組

- 「おはよう」、「こんにちは」など、あいさつを積極的に行います。
- 地域での行事やイベントのときには、隣近所で声をかけ合うなど、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しむ場を持つように心がけます。

### (3) 地域活動の活性化に向けた支援

#### 現状と課題

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政が全ての支援を担うだけでなく、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して、地域を支えていくことが求められています。

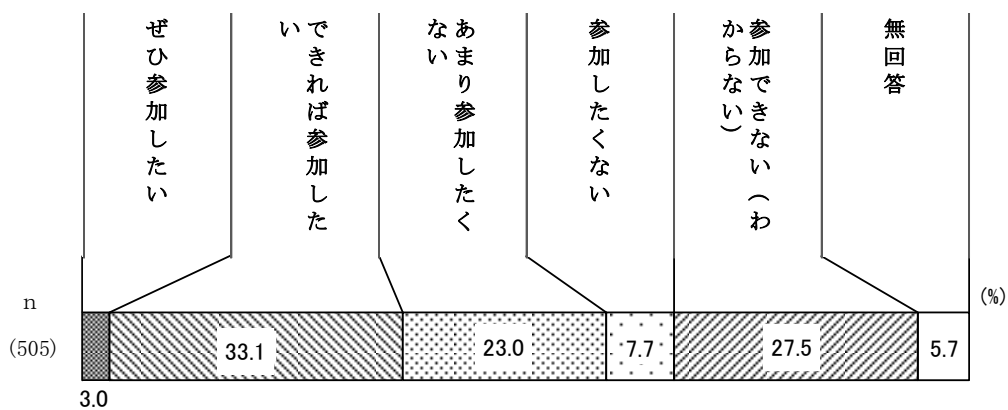
町内会等の地域活動は、身近な住民同士がふれあえる重要な機会であり、地域の身近な生活課題に気づき、お互いを支え合える関係づくりを進めるきっかけになります。

ボランティアは、課題を抱える地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

アンケート調査によると、地域活動（ボランティア・町民活動等）の参加頻度は、「参加していない」が47.1%と最も多く、「あまり参加していない」を合わせた“参加していない”人は70.1%となっています。

また、今後の地域活動への参加意向については、「できれば参加したい」が33.1%と最も多くなっていることから、参加者の拡大を図り、関係機関と連携を取りながら、ボランティア活動などの地域活動の内容や募集に関する情報発信の強化や、活動時間や活動内容などの参加条件の工夫により、住民の地域活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。

■今後の地域活動への参加意向



## 施策の方向性

- 広報紙やホームページなどにより、ボランティア活動などの地域活動に関する各種情報を提供します。
- 社会福祉協議会と連携し、各種ボランティアの育成に努め、福祉のまちづくりを推進します。
- 地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、必要な知識、技術を習得するための各種講座や研修の充実に努めます。
- ボランティア活動などの地域活動に参加しやすい環境づくり、活動拠点に関する支援に努めます。
- 様々な地域活動団体が相互につながり、情報や課題を共有することにより、地域の支え合いの仕組みが強化されるよう、支援します。



## 町民・地域に期待される取組

- 地域のため、地域で困っている方のために、自らできることは何かを考え、できることから活動します。
- ボランティア活動などの地域活動に関心を持ち、自分のできる範囲で活動に参加します。
- ボランティア活動などの地域活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げます。
- 町や社会福祉協議会が実施する各種講座や研修会に積極的に参加します。

## (4) 地域福祉を担う人材の確保と育成

### 現状と課題

高齢者、障がい者、子どもなど全ての方が地域で共に生きがいを創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に地域活動に関わるとともに、地域においてリーダーとなる人材の確保と育成が必要です。

しかしながら、若い世代の地域活動へ参加する機会の減少や、地域福祉活動の担い手の不足・固定化、スタッフの高齢化などの問題があります。

地域活動関係者へのアンケート調査によると、現在の活動で困っていることについて、「スタッフが高齢化してきている」が53.3%と最も多く、次いで「スタッフが不足している」が34.7%となっています。

町内会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら、各種講座や研修を通じ、広く福祉に関する意識を持った、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

また、地域に住む高齢者などが豊富な経験や技能を活かしながら地域活動に参加できるよう、地域で活躍する場を設けることにより、後進の育成者としての役割が期待されます。

## 施策の方向性

- 高齢者の豊富な知識や経験が、次世代へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。
- 地域福祉に関する講座や研修などを通じて、地域福祉を推進するためのリーダーの育成に努めます。また、講座等の開講日時などの工夫により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 各団体との情報交換などを通じて、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。
- 地域活動への関心を高めるための情報提供や活動のきっかけづくりを積極的に行います。
- 生活支援コーディネーターを中心に、それぞれの地域のニーズを把握し、住民同士の支え合いの体制づくりを支援します。
- 高齢者が役割を持ち活躍できる機会を設けることにより、新たな担い手の育成につなげます。



## 町民・地域に期待される取組

- 「お互い様」の支え合いづくり、支え合いの維持に向けて、日頃から地域の中での関係を大切にします。
- 地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加します。
- 仕事や趣味、豊富な経験などで培った技術や特技を地域活動に役立てます。
- 子どもたちが地域のリーダーとして活躍できるような、地域づくりに努めます。

## (5) 社会参加と生きがいつくりの推進

### 現状と課題

世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもりなどの増加が、必要な支援の発見を遅らせる要因として、懸念されています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、身体的な健康維持、介護予防などの取組と共に、生きがいつくりが大きな課題となります。生きがいつくりは、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化にもつながるので、地域に住む高齢者、障がい者などがその知識や経験、能力を活かしながら、地域社会の中で役割を担って生活することができるよう支援していくことが必要です。

アンケート調査によると、地域活動（ボランティア・町民活動等）の参加頻度は、「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」を合わせた“参加している”方は24.8%となっています。

高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業やボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

また、孤立しがちな方、ひきこもりがちな方も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していく必要があります。

## 施策の方向性

- 生涯学習の機会を充実させるとともに、住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。
- 高齢者、障がい者などが生きがいを持って住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、関係各課・関係機関等と連携し、趣味、文化、ボランティア、健康づくり、スポーツ、レクリエーションなど多様な活動の支援や就労の場の確保、交流機会の充実などの施策の推進に努めます。
- 高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを推進するため、通いの場の創設や運営に向けた仕組みづくりを積極的に支援します。
- 関係機関と連携し、外出時の移動支援、公共交通網の整備などを進め、高齢者や障がい者などの社会参加を推進します。



## 町民・地域に期待される取組

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、趣味、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探します。
- 積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。
- 隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に積極的に取り組みます。

### 3 安全・安心に暮らせる地域づくり

#### (1) 地域福祉のネットワーク強化

##### 現状と課題

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠です。

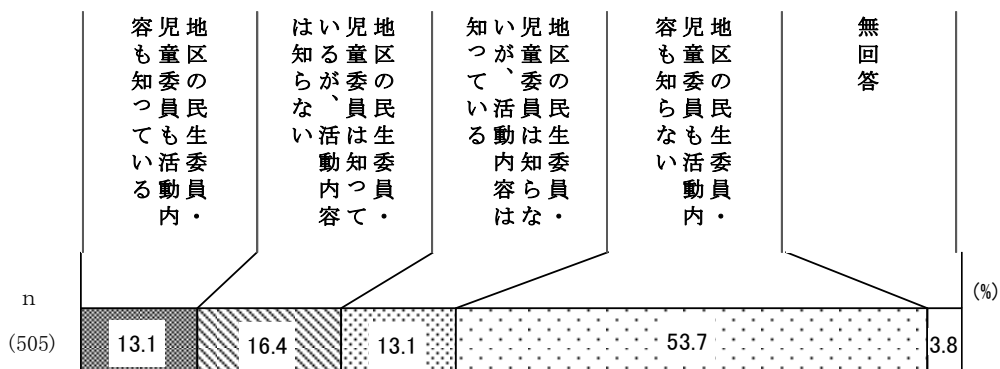
当町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には様々な福祉活動を行う町内会や子ども会、老人クラブなどの団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っていますが、これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

また、地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割も重要です。

アンケート調査によると、民生委員・児童委員の認知度は「地区の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」が53.7%と最も多く、社会福祉協議会の認知度については、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が51.9%と最も多く、次いで「名前も活動内容も知らない」が24.0%となっており、活動内容まで含めた認知度は高いとは言えません。民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動を広報紙やホームページなどで周知し、地域への理解促進を進めていくことも必要です。

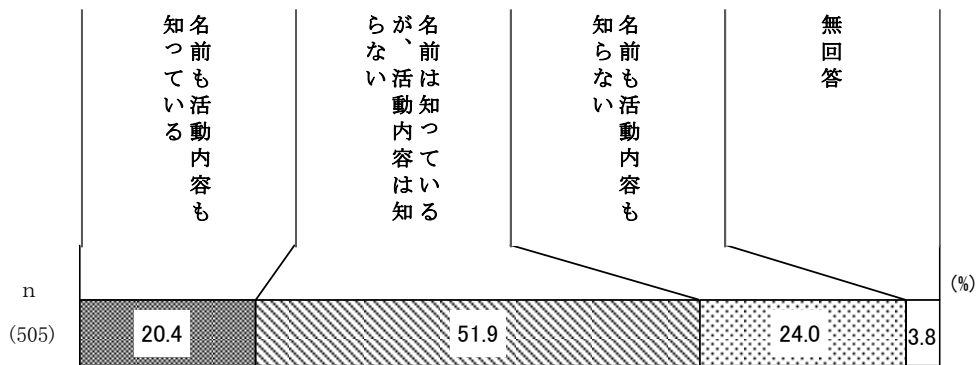
地域に住む高齢者、障がい者、子ども、外国人など支援が必要な方や世帯の課題を把握し、地域住民等が主体的に解決を試みていくためにも、また、地域の様々な団体や関係機関が地域住民等と連携しながら支援活動ができるような体制をつくるためにも、様々な分野・職種の連携による、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進める必要があります。

■民生委員・児童委員の認知度





### ■社会福祉協議会の認知度



### 施策の方向性

- 地域福祉を推進するうえで中心的な役割を果たす民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動について、広く周知を図ります。
- 地域福祉の向上や様々な課題の解決のため、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等の保健・医療・福祉分野等の関係者や関係機関・団体による地域特性に合わせたネットワーク体制を推進し、連携の強化に努めます。
- 民間企業など多様な社会資源と連携し、それぞれの強みを生かして、地域生活課題の解決を推進します。
- 町が中心となり、多職種連携による総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネートの機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくります。



### 町民・地域に期待される取組

- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動に関心を持ちます。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たします。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加します。

## (2) 健康づくりの推進

### 現状と課題

健康は全ての方にとっての願いであり、地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが心身ともに健康であることが大切です。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現在では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが課題となっており、認知症や寝たきり等の要介護状態になる人の増加は深刻な社会問題となっています。

アンケート調査によると、生活の中で感じる悩みや不安は、「健康のこと」が46.7%と最も多く、次いで「老後のこと」(44.0%)、「家計のこと」(27.7%)、「介護に関すること」(27.5%)となっており、健康や介護についてのことが上位にあげられています。

地域住民の健康づくり、介護予防のためには、福祉や医療などの支援体制の構築とともに、「自分の健康は、自らづくり、守る」という意識の醸成が重要となります。

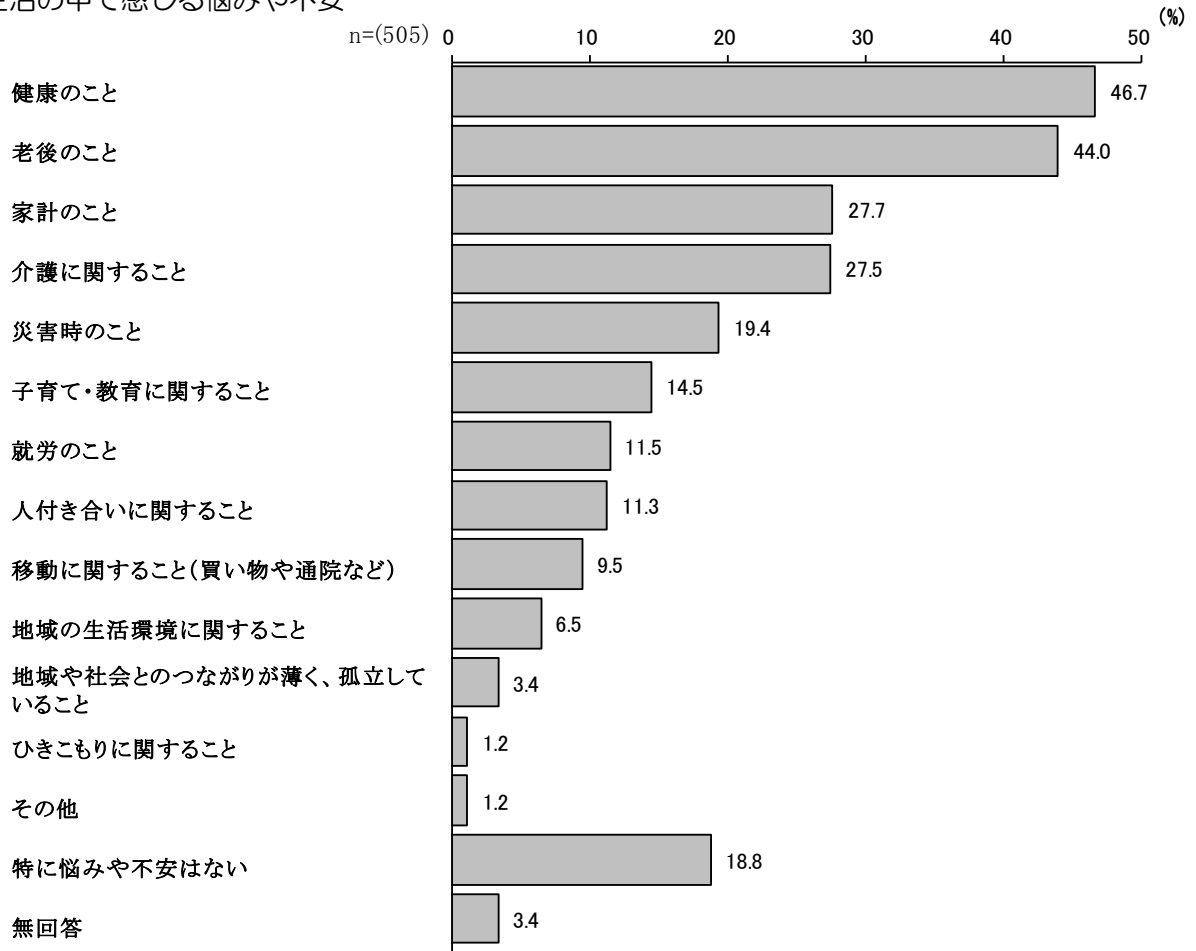
また、こころの健康は、人がいきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、「生活の質」に大きく影響するものです。

ストレスの多い現代社会において、こころの健康を保つためには、適度な運動と休養、バランスのとれた食生活、ストレスとの上手な付き合い方が重要です。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、当町においても、自殺対策計画に基づき、関係機関と連携して自殺対策を強化しています。自殺率は年々減少傾向にはあるものの、全国や青森県と比べると、働き盛りの男性や高齢者は高い傾向が続いています。

自殺の背景には、健康問題や経済不安、人間関係など複数の要因によるうつ状態があると指摘されています。このため、年代や性別を問わず、こころの健康づくりに取り組むことが必要です。

## ■生活の中で感じる悩みや不安



## 施策の方向性

- 生活習慣病を早期発見・早期治療するため、健診及び各種がん検診の受診率向上に努めます。
- 自らの健康に関心を持ち、生活習慣を見直し、主体的に健康づくりに取り組めるような場を提供します。
- こころの健康づくりに関する知識の普及と相談機関の啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を実施し、地域の見守りを推進します。
- 年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する住民の意識の啓発と取組を推進します。



## 町民・地域に期待される取組

- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談します。
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めます。
- 自分や家族、近所の方のうつやこころの健康に関心を持ちます。
- 健康づくりに関する講座や介護予防教室に積極的に参加します。

### (3) 暮らしやすい生活環境の整備

#### 現状と課題

暮らしやすい生活環境の充実のためには、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らし、生活できる「まち」をつくっていくことが必要です。

高齢者や障がい者が安心して、快適に暮らせる「まち」とは、あらゆる方にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、高齢者や障がい者の意見を参考にした歩道などの安全な歩行空間の確保や、多くの住民が利用する公共公益施設のバリアフリー化など、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため、「ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>」の考えに基づいた福祉のまちづくりを推進する必要があります。

もちろん、このような福祉のまちづくりへの取組は、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが全ての方々にとって暮らしやすいまちづくりであることを住民が認識する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物の場所などへのアクセスが容易であることが必要です。

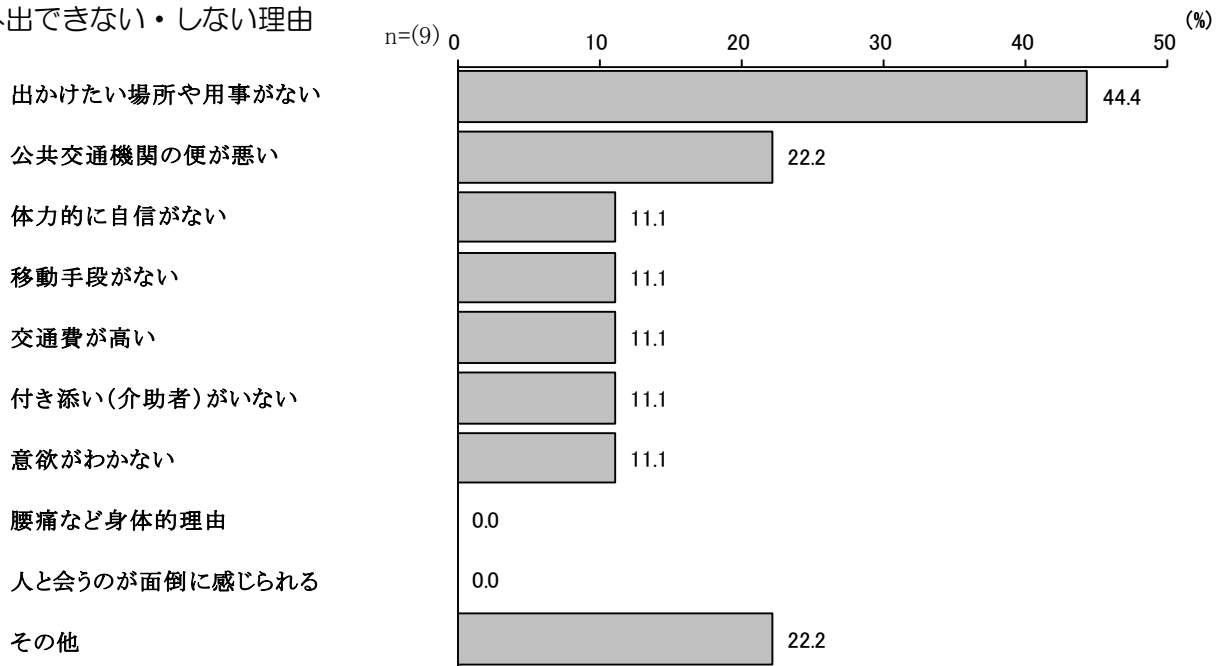
アンケート調査によると、普段外出できない・しない方の理由について、「公共交通機関の便が悪い」や「移動手段がない」などの回答がありました。

病院や買い物の場所までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障がい者など、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

生活する上での多様な交通整備を図るとともに、買い物した後の荷物を持ったままの移動が困難な方への支援など、地域の助け合い、支え合いによる、福祉のまちづくりの取組の推進が求められます。

※ユニバーサルデザイン：「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること

## ■外出できない・しない理由



## 施策の方向性

- 「ユニバーサルデザイン」について、広報紙やホームページ、セミナーや講座の開催など、あらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- 交通弱者への対応に向けて、身近な交通手段である路線バスの運行路線・本数の維持確保に努めるとともに、デマンド型交通を導入し、多様化した町民ニーズに即した総合的な公共交通にしていきます。
- 歩道や道路などユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進し、公共施設等においては、誰にでもわかりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備を推進します。
- 冬期間の交通確保のため、国・県との相互連携や民間委託も含めた効率的な除雪体制の整備を進めるとともに、歩道の除雪は町内会等の団体との協働で行います。
- 共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての方々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えるよう、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」を推進します。



## 町民・地域に期待される取組

- ユニバーサルデザインについて理解を深めます。
- 学校や商店街などと連携して、地域における障がい物等の確認を行い、その改善に努めます。
- 地域全体で除雪作業に取り組みます。
- 地域の道路や歩道などの危険箇所を発見したら、町内会や行政に連絡します。

## (4) 防犯対策の充実

### 現状と課題

近年、地域社会や隣近所とのつながりや絆の希薄化が進み、隣近所に関心を持たない方が増えている中、子どもを狙った声かけや、高齢者を狙った特殊詐欺被害が増加し、社会的な問題となっています。

凶悪化・多様化する犯罪を防ぐため、また、高齢者や子どもなどが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、警察などによる防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じた地域住民のネットワークによる犯罪への備えが求められます。

地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いを強化するためにも、地域の安全を守る対策について、検討、推進することが求められます。

### 施策の方向性

- 広報紙やホームページ、啓発冊子などにより、地域での防犯意識の啓発に努めます。
- 高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう、警察をはじめ関係機関・団体と連携し、防犯活動・見守り活動を推進します。
- 警察や消防と連携し、防犯情報などの共有を図ります。
- 高齢者などを狙った特殊詐欺の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して、防犯知識の普及・啓発に努めます。
- 警察や交通安全協会などと連携し、定期的な交通安全運動を通じた交通ルールの啓発や反射材の普及促進を図ります。



### 町民・地域に期待される取組

- あいさつなどを通して、地域の顔見知りを増やします。
- 防犯知識を身につけ、自らの安全を確保するとともに、声かけや見守りにより、身近な高齢者や子どもが犯罪、交通事故に巻き込まれないように気を配ります。
- 電話や訪問による勧誘等で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や警察等に相談します。
- 防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。

## (5) 災害時の支援体制の充実

### 現状と課題

近年、地震や豪雨、台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

あらゆる災害が、いつ、どこでも起こりうるという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、要配慮者と言われる高齢者、障がい者、子ども、外国人などは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の強化を進める必要があるとともに、こうした方の視点での対策もまた、急務となっています。

アンケート調査によると、災害時の避難場所の認知度については、20.6%が「知らない」と回答しています。また、災害時の避難や対応についての不安点は、「情報を得られるか」、「物資を入手できるか」、「避難所に使いやすい設備があるか」、「避難所で必要な手当、看護、介護をしてもらえるか」、「避難所まで行くことができるか」が比較的多い回答として挙げられています。

当町では、「おいらせ町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や活動の充実、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、町内会や民生委員・児童委員などの協力を得ながら、自力では避難できない高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みの整備や、避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

## 施策の方向性

- 広報紙やホームページなどにより、避難場所や避難経路、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。
- 地域と協働して避難行動要支援者名簿の整備を推進し、個人情報の取扱いに留意した適切な活用のルールを構築します。
- 避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けて、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。
- 「おいらせ町防災安全マップ」の配付や防災訓練の実施等による防災意識啓発に努めます。
- 避難所での生活支援のため、生活必需品の備蓄や防災資器材の整備を図ります。
- 災害時に迅速かつ円滑に福祉避難所を開設・運営できるよう、関係機関との連携を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症などを踏まえた地域の支え合いや各種福祉サービス事業所や学校などにおける感染防止対策、感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の整備を進めます。



## 町民・地域に期待される取組

- 災害時の避難場所、避難経路などの確認を行い、防災用品を準備します。
- 災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
- 日頃から高齢者、障がい者、子ども、外国人などの存在を認識し、災害時には情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者の避難支援に積極的に協力します。
- 地域の防災訓練に参加します。



# 第5章

計画の推進にあたって



## 1 計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしまちづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える方も増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、住民、地域（町内会等）、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取組を進めます。

### （1）住民の理解と参画の促進

地域福祉に対する住民の理解を広く求めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。地域においては、住民をはじめ、関係団体・機関との連携強化を図り、配慮が必要なひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て家庭などを支えるネットワークづくりに取り組みます。

### （2）庁内関係各課との連携

地域福祉について全庁的な取組を図るとともに、事業・施策等を円滑に推進するため、介護福祉課内をはじめ庁内関係各課との連携を強化します。

### （3）関係機関との連携

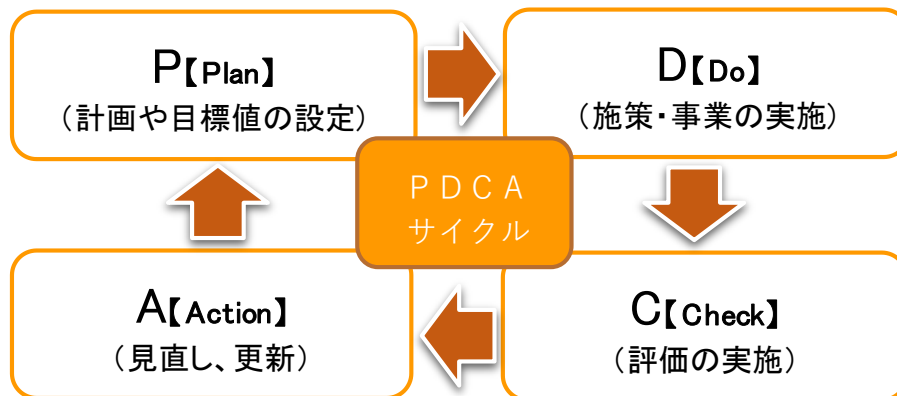
成年後見制度や生活困窮者自立支援制度など、専門的かつ広域的な対応を要する支援については、国や県等の関係機関との連携を図るとともに、町に対する助言・指導などに留意しながら適切な対応を図ります。

## 2 計画の進行管理

計画期間中は、介護福祉課が中心となり、庁内関係各課をはじめ社会福祉協議会や各種団体・関係機関などと連携して、施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

また、本計画は、令和4年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である令和8年度には最終評価と見直しを行います。施策・事業の有効性について、検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

### ■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させることも、本計画における目標の1つです。

# 資料編



# 1 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、執行機関の附属機関の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行機関 地方自治法第 138 条の 4 第 1 項の規定に基づき、町に執行機関として置かれる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又はこの条例により設置するものをいう。
- (3) 会長等 附属機関を代表する者又は附属機関の会務を総括する者として附属機関に置かれる会長又は委員長をいう。

(附属機関の設置)

第 3 条 町長の附属機関として別表第 1、教育委員会の附属機関として別表第 2 及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第 3 に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の委嘱等)

第 4 条 附属機関の委員は、法律に別に定めのあるものを除くほか、別表に掲げるもののうちから必要に応じ執行機関が委嘱又は任命を行うものとする。

2 附属機関の委員は、再任を妨げないものとする。

(会長等)

第 5 条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 附属機関に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した場合は、解任されるものとする。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、会長等が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する

(部会)

第9条 附属機関は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の部会長、会議については、第5条から第7条の規定を準用する。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

2 第7条第5項の規定により附属機関の会議に出席した委員以外の者に対し、別に定めるところにより謝礼金を支払う。

(守秘義務)

第11条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この条例に定めがあるものを除くほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

※第2条～第19条省略



別表第1（第3条関係） 町長の附属機関 ※抜粋

附属機関	おいらせ町地域福祉計画策定委員会
所掌事項	(1) 地域福祉計画素案の策定に関すること (2) その他地域福祉の推進に関し必要と認められること
委員の定数	10人以内（公募による者を含む）
委員の構成	(1) 住民・地域を代表する者 (2) 福祉関係者 (3) 医療関係者 (4) 高齢者団体関係者 (5) 女性者団体関係者 (6) 行政関係者 (7) その他町長が必要と認める者
委員の任期	3年
会長等の選任方法	(1) 委員長 委員の互選 (2) 副委員長 委員の互選
庶務担当課	介護福祉課

## 2 おいらせ町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期：令和3年8月5日から令和6年3月31日まで)

No.	区 分	所属・団体等、職名	氏 名	備 考
1	住民、地域の代表者	公募委員	藤ヶ森 和子	
2		公募委員	小笠原 大樹	
3	福祉関係者	保育会 会長	祐川 良子	委員長
4		民生委員児童委員協議会 副会長	加藤 英子	副委員長
5		社会福祉協議会 理事	苫米地 義之	
6	医療関係者	国民健康保険おいらせ病院 総看護師長	渡辺 幸子	
7	高齢者団体関係者	老人クラブ連合会 会長	佐々木 公明	
8	女性団体関係者	連合婦人会 理事	吉村 和子	
9	行政関係者	町民課長	澤頭 則光	
10		保健こども課長	小向 正志	

### 3 おいらせ町地域福祉計画策定委員会の開催内容

開催日	審議案件
令和3年8月5日	第1回委員会 ・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果について
令和3年10月15日	第2回委員会 ・地域福祉計画（素案）について
令和3年12月21日	第3回委員会 ・地域福祉計画（案）について
令和4年3月3日	第4回委員会 ・パブリックコメントの実施結果について ・地域福祉計画（案）について

## 第2期おいらせ町地域福祉計画

令和4年3月  
発行・編集 おいらせ町 介護福祉課  
〒039-2192  
青森県上北郡おいらせ町中下田 135-2  
TEL : 0178-56-4705  
FAX : 0178-56-2324